

扶 養 手 当 の 手 引

平成 3 1 年 3 月

職員福利課

目 次

● 扶養手当の概要	-----	1～2頁
● 認定要領	-----	3～22頁
● 質疑応答集		
1 認定関係	-----	23～25頁
問1 「主たる扶養者」について		
問2 給与額の低い職員		
問3 「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの」の基準		
2 扶養親族の範囲	-----	26～37頁
○配偶者（内縁関係にある者を含む。）		
問4 婚姻の届出前の事実の生じた日		
問5 育児休業中の職員の扶養認定		
問5-2 育児休業期間を延長した場合の配偶者の扶養認定		
○22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫		
問6 分割扶養		
問7 子に対する養育費の送金		
問8 連子の認定		
○60歳以上の父母及び祖父母		
問9 別居している父の認定		
問10 父母の収入額についての認定基準		
問11 「満22歳に達する日」と「満60歳以上」の取扱い		
問12 養子に行った場合の実父母		
問13 扶養義務のある姻族の取扱い		
問14 老人ホームの利用料の負担		
○22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹		
問15 職員の配偶者の弟妹の扶養		
問16 養子先の弟妹の扶養		
問17 異母弟妹の扶養		
○重度心身障害者		
問18 重度心身障害者について		
3 所得関係	-----	38～46頁
問19 年額130万円の意味		
問20 年額比較と月額比較		
問21 月々の収入が不安定な者の所得		
問22 所得金額の意味		
問23 雇用保険受給者の認定		

問24	雇用保険の受給者であった者を扶養親族として認定する場合	
問25	退職した者に係る認定	
問26	短期間の予定でパートの仕事に就いた場合の認定	
問27	臨時職員に採用された場合の認定	
問28	あらかじめ任期が決まっている臨時職員に採用された場合の認定	
4	支給の始期及び終期	----- 47～48頁
問29	妻が退職した場合の事実が生じた日	
問30	夫の退職に伴う扶養親族の認定	
問31	就職のため大学を中退した子にかかる扶養手当の認定	
問32	年金受給の場合の事実の生じた日	
問33	離婚の事実の生じた日	
問34	月々の収入が不安定な者の事実の生じた日	
5	届出期間	----- 49頁
問35	15日の起算日	
問36	事実の生じた日から15日目が土曜、日曜、休日等に当たる場合の取扱い	
6	その他	----- 50～51頁
	参考 扶養親族現況届について	
●	支給方法（届出と支給開始月・終了月）	----- 52～56頁
●	扶養親族届、認定簿の様式	----- 57～61頁
	扶養親族届	
	扶養手当認定簿	
	扶養親族届（記入例）	
	扶養手当認定簿（記入例）	

扶養手当の概要

1 概要

他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者（以下「扶養親族」という。）のある職員に支給する。

（注） 再任用職員、特定任期付職員及び任期付研究員には支給されない。

2 扶養親族の要件

- 配偶者（内縁関係にある者を含む。）
- 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- 60歳以上の父母及び祖父母
- 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 重度心身障害者

※ただし、次の者は扶養親族から除かれる。

（ア）民間その他からの扶養手当に相当する手当の支給の基礎となっている者

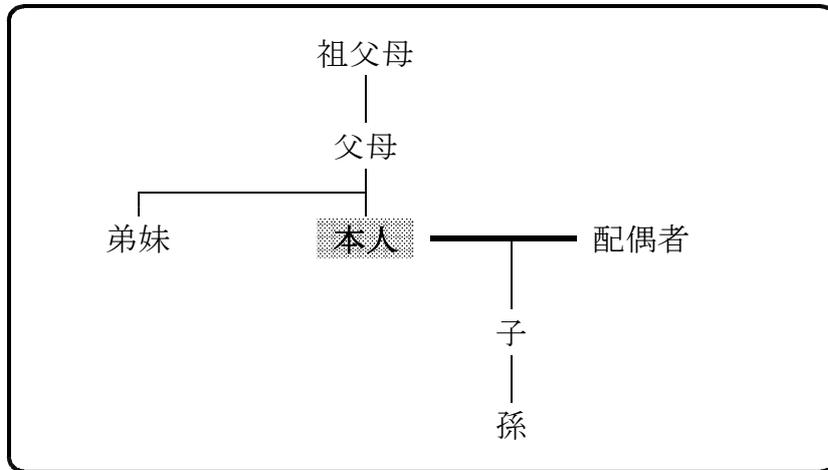
（イ）年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

（ウ）重度心身障害者の場合は、（ア）及び（イ）による者以外の者で終身労務に服することができない程度でない者

- （注）
- 1 「22歳に達する日」とは、満22歳の誕生日の前日をさす。
 - 2 「年額」とは、必ずしも暦年による年額をさすものではなく、将来にわたって1年間という意味である。
 - 3 「恒常的な所得」とは、給与所得、事業所得、不動産所得等の継続的に収入のある所得をいい、退職所得、一時所得等一時的な収入による所得は含まない。
 - 4 相当長期にわたって毎月定まった収入がある場合には、130万円に12分の1を乗じた額をもって認定する。
 - 5 「所得」の金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額による。ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額による。

《参考》

扶養親族として認定できる範囲



- ※1 養子縁組した場合は上記によらない。
- 2 重度心身障害者は上記によらない。

3 支給額

(平成30年4月1日現在)

配偶者、父母等	6,500円
子	10,000円
15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に加算となる額	1人につき 5,000円

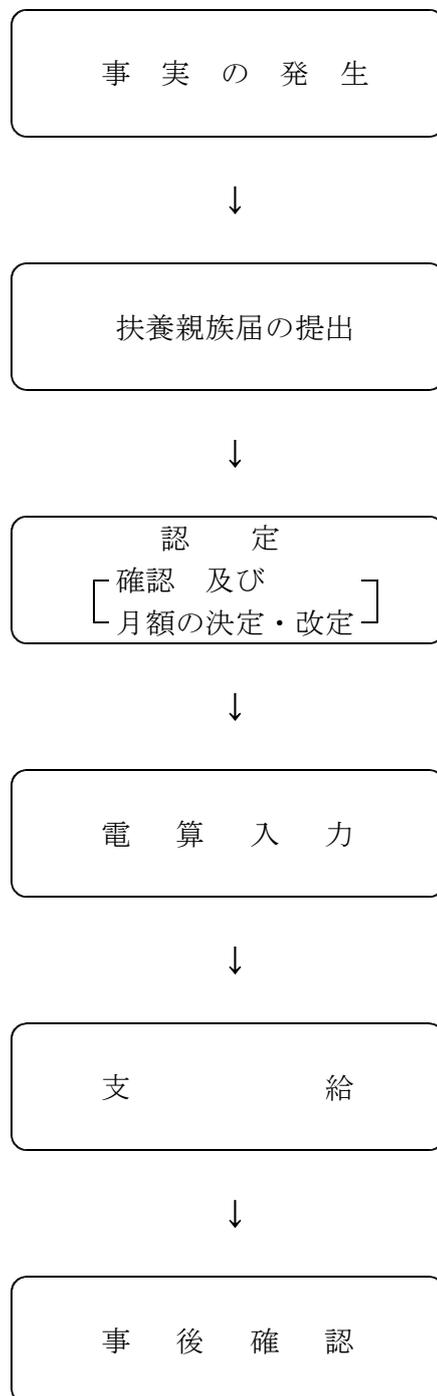
(給与等事務便覧)

認 定 要 領

1 届出、月額決定等

(1) 支給に係る手続

届出、月額決定等支給事務に係る一連の手続は、次のとおりである。



(2) 届出

次のいずれかに該当する場合には、職員は直ちに扶養親族届にその旨を記載のうえ、認定権者に届け出なければならない。

- ① 新たに職員となった者に扶養親族がある場合
- ② 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- ③ 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（年齢要件により扶養親族でなくなった場合を除く。）

(3) 月額決定等

認定権者は、職員から扶養親族届を受理したときは、收受印を押し、内容を審査のうえ扶養手当認定簿により、扶養親族の認定を行い手当の月額を決定し、又は改定する。

この場合において、(2)に定める書類のほか、扶養親族の認定上必要があると認めるときは職員に対して関係書類の提出を求めることとする。

なお、証明書類の完備していない扶養親族届は、本人の責めに帰さないやむを得ない事情がある場合を除き受理しないこと。

(4) 電算入力

認定後は速やかに給与オンラインシステムに入力する。

2 支給の始期、終期及び支給額の改定

区 分		支 給 の 始 期 等	
始期	新たに手当の支給に係る要件を具備するに至った場合	その <u>事実の生じた日</u> の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又は月額の改定を行う。	ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、 <u>届出を受理した日</u> の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又は月額の増額を行う。
増額改定	月額を増額すべき事実が生じた場合		
減額改定	月額を減額すべき事実が生じた場合		
終期	すべての扶養親族がその要件を欠くに至った場合（職員が離職又は死亡した場合等を含む。）	その <u>事実の生じた日</u> の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。	届出の如何にかかわらず、左のとおりである。

※「届出を受理した日」とは、認定権者が届出を受理した日であり、職員が遠隔又は交通不便の地にあつて届出書類の送達に日時を要する場合にあつては、職員が届出書類を実際に発送した日をもって届出を受理した日とみなして取扱うことができるものとする。

※「事実の生じた日」とは、次に掲げる日とする。

区 分	事 実 の 生 じ た 日
始期又は増額改定の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 新規採用者に扶養親族がある場合は、当該採用の日 ② 婚姻については、戸籍上における婚姻の日 ③ 出生については、当該出生の日 ④ 養子縁組については、戸籍上における当該養子縁組の日 ⑤ 父母等が60歳に到達した場合については、その誕生日 ⑥ 扶養親族が退職した場合には、退職した日の翌日（退職した日が給料の支給がされない日であるときは、退職の日） ⑦ 給与所得、事業所得、不動産所得等が130万円未満となった場合は、雇用契約内容が変更された日、確定申告した日及び事業を廃止した日等 ⑧ 雇用保険の受給が終了した場合は、終了した日の翌日 ⑨ 雇用保険で受給する額が月額3,611円以内となった場合は、受給開始日 ⑩ 15歳に達する日後の最初の4月1日
終期又は減額改定の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員が退職又は死亡したときは、当該退職又は死亡の日 ② 離婚又は離縁については、戸籍上における当該離婚又は離縁の日。ただし、戸籍上の手続き以前に扶養の事実が消滅し、又は事実上婚姻関係が消滅しているときは、当該事実の生じた日 ③ 扶養親族の死亡については、当該死亡の日 ④ 給与所得、事業所得、不動産所得等が130万円以上となった場合（推計される場合を含む。）は、就職した日、雇用契約が変更された日、確定申告した日及び事業を開始した日等 ⑤ 年金、恩給等の所得については、職員又は当該受給者がその事実を了知し得ることとなった日（年金の額を遡及して改定する旨の通知を同居の家族が受領した日等を含む。） ⑥ 雇用保険で給付する額が、月額3,611円を超えることとなった場合は、受給期間の初日 ⑦ 育児休業から復帰した場合は、育児休業終了の翌日（ただし、育児休業期間を延長後復帰した場合で延長期間開始日から向こう1年間の収入見込額を再度推計し130万円以上となる場合は、延長開始日） ⑧ 「22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子等」でなくなった場合については、当該3月31日の翌日の4月1日

支給の始期及び終期の具体例については、52～56頁参照

3 書類の保管

認定権者は、扶養手当認定簿を常に整理して保管するとともに、扶養親族届及びこれに関する証拠書類について整理して保管しておくこととする。

4 事後の確認

- (1) 認定権者は、職員の扶養親族として認定された者が、その認定後も引き続いて扶養親族としての要件を備えているかどうかを随時確認すること。
また、所得要件に関しては、毎年確認すること。
- (2) (1) の確認を行う際には、特に、父母等が基準額以上の年金を受けることとなっていないかについて及び認定時に所得額が基準額を少額だけ下回っていた者、パート等で月々の収入が不安定な者等についてその所得額に異動がないかについて絶えず留意すること。
- (3) 扶養親族としての要件を欠くに至ったことが判明した場合には、直ちに職員から扶養手当の終了に係る届を提出させるとともに所要の手続をとること。

5 書類の移管

- (1) 扶養親族のある職員が任命権者を異にして異動した場合には、異動前の認定権者は、その職員に係る扶養手当認定簿、扶養親族届及びこれに関する証拠書類を異動後の認定権者に送付すること。この場合において、異動後の認定権者は新たに認定を行うこと。
- (2) 同一任命権者内において、所属を異にして異動した場合は、一切の関係書類を新認定権者に送付すること。

※任命権者を異にした異動とは、青森県教育委員会が任命する職員（県教育庁職員、学校以外の教育機関、県立学校職員、県費負担教職員）が出向して、知事が任命する職員となる場合等であり、例えば学校職員が県教育庁に異動するのは同一任命権者内における異動である。

扶養手当に関する届出を必要とする事由例

◆扶養手当に関する届出が必要なのは、次のような例である。

1 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者があるとき

- ・子を出生した。
- ・配偶者（無職無収入）を有することとなった。
- ・配偶者が雇用保険（基本手当（日額3,611円超））受給終了となった。
- ・扶養していた父（年収100万円）が60歳となった。
- ・扶養していた母の年金が160万円から120万円に改定された。

2 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき

- ・母の年金が、125万円から130万円に改定された。
- ・子のアルバイト収入が、月収10万円から月収11万円に契約変更となった。
- ・父が確定申告したところ、事業所得が150万円となっていた。

扶養手当に関する届出を必要としない事由例

◆扶養手当に関する届出が不要なのは、次のような例である。

- ・子が特定扶養親族（加算対象）となった。
- ・子が22歳の年度末に達し、支給要件を喪失した。

6 添付書類について

以下の添付書類は標準的なものであり、それぞれの事情に応じて他の書類により確認すること。

(1) 配偶者を認定申請する場合

①配偶者に収入がない場合

事 由	添 付 書 類
次に掲げる場合以外で収入がない場合	①職員の戸籍謄本又は配偶者の戸籍抄本、婚姻届受理証明（原本）、内縁関係を証する書類（原本） ※「内縁関係を証明する書類」とは、所属長又は媒酌人等からの証明であり、それぞれの住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）（原本）を添付すること。 ②配偶者の所得証明書（これに代えて非課税証明書でも可）（原本）
退職した場合	①職員の戸籍謄本又は配偶者の戸籍抄本、婚姻届受理証明（原本）、内縁関係を証する書類（原本） ※「内縁関係を証明する書類」とは、所属長又は媒酌人等からの証明であり、それぞれの住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）（原本）を添付すること。 ②退職証明（または、退職の事実及び退職日が確認できる書類） ③雇用保険及び年金を受給していない事実及び理由を記した申立書（様式任意）
自営業等を廃業した場合	①職員の戸籍謄本又は配偶者の戸籍抄本、婚姻届受理証明（原本）、内縁関係を証する書類（原本） ※「内縁関係を証明する書類」とは、所属長又は媒酌人等からの証明であり、それぞれの住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）（原本）を添付すること。 ②廃業したことの事実を確認できる書類 ③廃業の事実及び理由を記した申立書（様式任意）
雇用保険の受給期間が満了した場合	①職員の戸籍謄本又は配偶者の戸籍抄本、婚姻届受理証明（原本）、内縁関係を証する書類（原本） ※「内縁関係を証明する書類」とは、所属長又は媒酌人等からの証明であり、それぞれの住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）（原本）を添付すること。 ②雇用保険受給資格者証の写し又は受給期間満了の証明

②配偶者の収入が基準額（年額130万円）に満たない場合

事 由	添 付 書 類
会社等に就職している場合	<p>①職員の戸籍謄本又は配偶者の戸籍抄本、婚姻届受理証明（原本）、内縁関係を証する書類（原本） ※「内縁関係を証明する書類」とは、所属長又は媒酌人等からの証明であり、それぞれの住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）（原本）を添付すること。 ②給与支払（見込）等証明書（原本）又は雇用契約等（賃金及び雇用期間を明示したもの。）の写し</p>
自営業等の場合	<p>①職員の戸籍謄本又は配偶者の戸籍抄本、婚姻届受理証明（原本）、内縁関係を証する書類（原本） ※「内縁関係を証明する書類」とは、所属長又は媒酌人等からの証明であり、それぞれの住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）（原本）を添付すること。 ②配偶者の所得証明書（原本） ③直近の確定申告書及び収支内訳書の写し（事業が継続している場合のみ）</p>
雇用保険を受給している場合	<p>①職員の戸籍謄本又は配偶者の戸籍抄本、婚姻届受理証明（原本）、内縁関係を証する書類（原本） ※「内縁関係を証明する書類」とは、所属長又は媒酌人等からの証明であり、それぞれの住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）（原本）を添付すること。 ②雇用保険受給資格者証の写し</p>
年金等を受給している場合	<p>①職員の戸籍謄本又は配偶者の戸籍抄本、婚姻届受理証明（原本）、内縁関係を証する書類（原本） ※「内縁関係を証明する書類」とは、所属長又は媒酌人等からの証明であり、それぞれの住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）（原本）を添付すること。 ②配偶者の所得証明書（原本） ③年金の受給額がわかるもの（最新の「年金振込通知書」の写し等）</p>
育児休業中の場合	<p>①職員の戸籍謄本又は配偶者の戸籍抄本、婚姻届受理証明（原本）、内縁関係を証する書類（原本） ※「内縁関係を証明する書類」とは、所属長又は媒酌人等からの証明であり、それぞれの住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）（原本）を添付すること。 ②育児休業手当金（出産手当金を含む。）の証明等及び育児休業の辞令等の写し</p>

(2) 子を認定申請する場合

①職員に配偶者がある場合

事 由	添 付 書 類
配偶者が職員の扶養親族の場合	<p>①職員の戸籍謄本又は子の戸籍抄本、出生届受理証明（原本）又は養子縁組届受理証明（原本） ※子が出生した場合で、事実が生じた日から15日以内に上記の書類を添付することが困難な場合は、母子手帳の出生届出済証明の写し又は出生証明書の写しを添付して申請し、上記書類は取得後、速やかに提出すること。</p> <p>②子の所得証明書（原本）（これに代えて非課税証明書でも可） ※乳幼児、児童又は生徒（定時制及び通信制を除く。）については、添付不要であること。</p> <p>③子に収入がある場合は収入に関する証明 ・給与収入（アルバイト収入等）→給与支払（見込）証明書（原本）又は雇用契約等の写し ・障害者年金及び特別障害者手当等各種手当→最新の「振込通知書」の写し等、受給額がわかるもの</p> <p>④子が退職した場合は、退職証明及び雇用保険を受給していない事実及び理由を記した申立書（様式任意）</p>
配偶者が職員の扶養親族でない場合	<p>①職員の戸籍謄本又は子の戸籍抄本、出生届受理証明（原本）又は養子縁組届受理証明（原本） ※子が出生した場合で、事実が生じた日から15日以内に上記の書類を添付することが困難な場合は、母子手帳の出生届出済証明の写し又は出生証明書の写しを添付して申請し、上記書類は取得後、速やかに提出すること。</p> <p>②子の所得証明書（原本）（これに代えて非課税証明書でも可） ※乳幼児、児童又は生徒（定時制及び通信制を除く。）については、添付不要であること。</p> <p>③子に収入がある場合は収入に関する証明 ・給与収入（アルバイト収入等）→給与支払（見込）証明書（原本）又は雇用契約等の写し ・障害者年金及び特別障害者手当等各種手当→最新の「振込通知書」の写し等、受給額がわかるもの</p> <p>④子が退職した場合は、退職証明及び雇用保険を受給していない事実及び理由を記した申立書（様式任意）</p> <p>⑤配偶者の所得証明書（原本）（控除対象配偶者、控除対象扶養親族（16歳未満の扶養人数を含む。）、所得の種類に応じた所得額及び各種控除を記載したもの）</p> <p>⑥配偶者が会社等に勤務している場合は、当該子の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業の場合は、当該子を「扶養していないことの申立書」（様式任意）。ただし、配偶者が県職員（県費負担教職員を含む。）である場合は添付不要であること。</p> <p>※職員より配偶者の方が1割を超えて収入が高いが、配偶者が育児休業を取得することにより今後の収入が減となり職員の方が高くなるため申請する場合は、⑤所得証明書の他に育児休業手当金を含めた収入（見込）証明書（原本：子の誕生日以後1年間の収入見込額）及び育児休業の辞令等の写し（育児休業期間がわかる書類の写し）</p>

②職員に配偶者がいない場合

添 付 書 類

①職員の戸籍謄本又は子の戸籍抄本、出生届受理証明（原本）又は養子縁組届受理証明（原本）

※本籍地が遠方等の理由により、事実が生じた日から15日以内に上記の書類を添付することが困難な場合は、母子手帳の出生届出済証明の写し又は出生証明書の写しを添付して申請し、上記書類は取得後、速やかに提出すること。

②子の所得証明書（原本）（これに代えて非課税証明書でも可）

※乳幼児、児童又は生徒（定時制及び通信制を除く。）については、添付不要であること。

③子に収入がある場合は収入に関する証明

- ・給与収入（アルバイト収入等）→給与支払（見込）証明書（原本）又は雇用契約等の写し
- ・障害者年金及び特別障害者手当等各種手当→最新の「振込通知書」の写し等、受給額がわかるもの

(3) 父母を認定申請する場合

①父母と同居している場合

添 付 書 類

- ①父母の戸籍謄本（職員及び除籍された職員の兄弟姉妹が記載されているもの。場合によっては改製原戸籍が必要。）（原本）
- ②父母及び父母と同居している者を含む世帯全員の住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）（原本）
- ③父母の所得証明書（これに代えて非課税証明書でも可）（原本）
- ④父母に収入がある場合は収入に関する証明
- ・給与収入→給与支払（見込）等証明書（原本）又は雇用契約等の写し
 - ・雇用保険→雇用保険受給資格者証の写し
 - ・年金等→最新の年金振込通知書の写し等、年金（非課税の遺族年金、障害者年金、恩給等も収入に含む。）の受給額がわかるもの
 - ・事業所得等→直近の確定申告書及び収支内訳書の写し
- ⑤父母扶養の事実、父母の収入額及び遺族年金等の受給の有無について記載した申立書（様式任意）
- ⑥父母の一方が会社等に勤務している場合は、当該父（母）の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）
- ⑦兄弟姉妹が会社等に勤務している場合は、当該父母の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業等の場合は、当該父母を「扶養していないことの申立書」（様式任意）
- ※ただし、別居している兄弟姉妹に係る証明書や申立書の添付は不要であること。

②別居している父母へ仕送り等をしている場合

添 付 書 類

- ①戸籍謄本（職員及び除籍された職員の兄弟姉妹が記載されているもの。場合によっては改製原戸籍が必要。）（原本）
- ②父母が属する世帯全員の住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）（原本）
- ③父母の所得証明書（これに代えて非課税証明書でも可）（原本）
- ④父母に収入がある場合は収入に関する証明
 - ・給与収入→給与支払（見込）等証明書（原本）又は雇用契約等の写し
 - ・雇用保険→雇用保険受給資格者証の写し
 - ・年金等→最新の年金振込通知書の写し等、年金（非課税の遺族年金、障害者年金、恩給等も収入に含む。）の受給額がわかるもの
 - ・事業所得等→直近の確定申告書及び収支内訳書の写し
- ⑤父母と別居、扶養の事実、父母の収入額、遺族年金等の受給の有無及び送金額を具体的に記載した申立書（様式任意）
- ⑥父母の一方が会社等に勤務している場合は、当該父（母）の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）
- ⑦兄弟姉妹が会社等に勤務している場合は、当該父母の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業等の場合は、当該父母を「扶養していないことの申立書」（様式任意）
- ⑧職員からの送金等に関する証明（次のいずれかの書類）
 - ・払込書の写しや通帳の写し（振込みしたことがわかる箇所のみで可）等
 - ・父母が現金で受領した場合は受領書（原本）

(4) 孫を認定申請する場合

添 付 書 類

- ①孫の父母（職員の子）の戸籍謄本（原本）
- ②孫の属する世帯全員の住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）（原本）
- ③配偶者、孫及び孫の父母の所得証明書（これに代えて非課税証明書でも可）（原本）
※乳幼児、児童又は生徒（定時制及び通信制を除く。）については、添付不要であること。
- ④配偶者、孫及び孫の父母に収入がある場合は収入に関する証明
 - ・給与収入→給与支払（見込）等証明書（原本）又は雇用契約等の写し
 - ・雇用保険→雇用保険受給資格者証の写し
 - ・年金等→最新の年金振込通知書の写し等、年金（非課税の遺族年金、障害者年金、恩給等も収入に含む。）の受給額がわかるもの
 - ・事業所得等→直近の確定申告書及び収支内訳書の写し
- ⑤孫と同居している場合は、孫扶養の事実、孫及び孫の父母の収入額、遺族年金等の受給の有無について記載した申立書（様式任意）
- ⑥孫と別居している場合は、孫と別居、孫扶養の事実、孫及び孫の父母の収入額、遺族年金等の受給の有無及び生計費負担額等を具体的に記載した申立書（様式任意）
- ⑦孫の父母が会社等に勤務している場合は、当該孫の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業等の場合は、当該孫を「扶養していないことの申立書」（様式任意）
- ⑧孫と別居している場合は、職員からの送金等に関する証明（次のいずれかの書類）
 - ・払込書の写しや通帳の写し（振込みしたことがわかる箇所のみで可）等
 - ・孫又は孫の父母が現金で受領した場合は受領書（原本）

(5) 祖父母を認定申請する場合

添 付 書 類

- ①祖父母及び職員の戸籍謄本（祖父母と職員の続柄がわかるもの。場合によっては改製原戸籍が必要。）（原本）
- ②祖父母の属する世帯全員の住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）（原本）
- ③祖父母及び職員の父母の所得証明書（これに代えて非課税証明書でも可）（原本）
- ④祖父母及び職員の父母に収入がある場合は収入に関する証明
 - ・給与収入→給与支払（見込）等証明書（原本）又は雇用契約等の写し
 - ・雇用保険→雇用保険受給資格者証の写し
 - ・年金等→最新の年金振込通知書の写し等、年金（非課税の遺族年金、障害者年金、恩給等も収入に含む。）の受給額がわかるもの
 - ・事業所得等→直近の確定申告書及び収支内訳書の写し
- ⑤祖父母と同居している場合は、祖父母扶養の事実、祖父母及び職員の父母の収入額、遺族年金等の受給の有無について記載した申立書（様式任意）
- ⑥祖父母と別居している場合は、祖父母と別居、祖父母扶養の事実、祖父母及び職員の父母の収入額、遺族年金等の受給の有無及び生計費負担額等を具体的に記載した申立書（様式任意）
- ⑦祖父母及び職員の父母が会社等に勤務している場合は、当該祖父母の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業等の場合は、当該祖父母を「扶養していないことの申立書」（様式任意）
- ⑧祖父母と別居している場合は、職員からの送金等に関する証明（次のいずれかの書類）
 - ・払込書の写しや通帳の写し（振込みしたことがわかる箇所のみで可）等
 - ・祖父母が現金で受領した場合は受領書（原本）

(6) 弟妹を認定申請する場合

添 付 書 類

- ①父母の戸籍謄本（原本）
- ②弟妹の属する世帯全員の住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）（原本）
- ③父母及び弟妹の所得証明書（これに代えて非課税証明書でも可）（原本）
- ※乳幼児、児童又は生徒（定時制及び通信制を除く。）については、添付不要であること。
- ④父母及び弟妹に収入がある場合は収入に関する証明
- ・給与収入→給与支払（見込）等証明書（原本）又は雇用契約等の写し
 - ・雇用保険→雇用保険受給資格者証の写し
 - ・年金等→最新の年金振込通知書の写し等、年金（非課税の遺族年金、障害者年金、恩給等も収入に含む。）の受給額がわかるもの
 - ・事業所得等→直近の確定申告書及び収支内訳書の写し
- ⑤弟妹と同居している場合は、弟妹扶養の事実、父母及び弟妹の収入額、遺族年金等の受給の有無について記載した申立書（様式任意）
- ⑥弟妹と別居している場合は、別居の理由、弟妹扶養の事実、父母及び弟妹の収入額、遺族年金等の受給の有無及び生計費負担額等を具体的に記載した申立書（様式任意）
- ⑦父母及び兄弟姉妹が会社等に勤務している場合は、当該弟妹の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業等の場合は、当該弟妹を「扶養していないことの申立書」（様式任意）
- ⑧弟妹と別居している場合は、職員からの送金等に関する証明（次のいずれかの書類）
- ・払込書の写しや通帳の写し（振込みしたことがわかる箇所のみで可）等
 - ・弟妹又は職員の父母が現金で受領した場合は受領書（原本）

(7) 重度心身障害者を認定申請する場合

① 重度心身障害者が職員の子の場合

添 付 書 類

- ① 子の戸籍謄本（原本）
 - ② 子の属する世帯全員の住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）（原本）
 - ③ 配偶者、子及び子の配偶者（子に配偶者がある場合）の所得証明書（これに代えて非課税証明書でも可）（原本）
 - ④ 職員の配偶者が会社等に勤務している場合は、当該子の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業等の場合は、当該子を「扶養していないことの申立書」（様式任意）
 - ⑤ 子の配偶者が会社等に勤務している場合は、当該子の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業等の場合は、当該子を「扶養していないことの申立書」（様式任意）
 - ⑥ 職員が子と同居している場合は、障害者年金等の受給の有無及び収入額、扶養の事実を記載した申立書（様式任意）
 - ⑦ 職員が子と別居している場合は、障害者年金等の受給の有無及び収入額、別居の理由、扶養の事実、生計費負担額等を具体的に記載した申立書（様式任意）
 - ⑧ 医師の診断書
- ※医師の診断書は、終身労務に服することができない程度である旨が明記されたものであること。22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が重度心身障害者の場合は、子としての認定を優先するので診断書等の提出の必要はないが、22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日までに診断書の提出がない場合には、自動的に扶養親族の取消手続きが行われるため、同日までに診断書等を提出すること。
- なお、「終身労務に服することができない程度」とは、疾病又は負傷により、その回復がほとんど期待できない程度の労働能力の喪失又は機能障害をきたし、現状に顕著な変化がない限り、一般的には労務に服することができないと認められる状態をいうものである。

②重度心身障害者が職員の子以外の場合

添 付 書 類

- ①重度心身障害者及びその父母の戸籍謄本（原本）
 - ②重度心身障害者の属する世帯全員の住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）（原本）
 - ③重度心身障害者及びその者の配偶者（その者に配偶者がある場合）の所得証明書（これに代えて非課税証明書でも可）（原本）
 - ④重度心身障害者の配偶者、父母及び兄弟姉妹が会社等に勤務している場合は、当該重度心身障害者の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業等の場合は、当該重度心身障害者を「扶養していないことの申立書」（様式任意）
 - ⑤職員が重度心身障害者と同居している場合は、障害者年金等の受給の有無及び収入額、扶養の事実を記載した申立書（様式任意）
 - ⑥職員が重度心身障害者と別居している場合は、障害者年金等の受給の有無及び収入額、別居の理由、扶養の事実、生計費負担額等を具体的に記載した申立書（様式任意）
 - ⑦重度心身障害者と別居している場合は、職員からの送金等に関する証明（次のいずれかの書類）
 - ・払込書の写しや通帳の写し（振込みしたことがわかる箇所のみで可）等
 - ・重度心身障害者が現金で受領した場合は受領書（原本）
 - ⑧医師の診断書
- ※医師の診断書は、終身労務に服することができない程度である旨が明記されたものであること。22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、孫が重度心身障害者の場合は、弟妹、孫としての認定を優先するので診断書等の提出の必要はないが、22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日までに診断書の提出がない場合には、自動的に扶養親族の取消手続きが行われるため、同日までに診断書等を提出すること。
- なお、「終身労務に服することができない程度」とは、疾病又は負傷により、その回復がほとんど期待できない程度の労働能力の喪失又は機能障害をきたし、現状に顕著な変化がない限り、一般的には労務に服することができないと認められる状態をいうものである。

(8) 配偶者を取消申請する場合

①配偶者が会社に就職する等により、収入額が基準額（年額130万円）以上となる場合

事 由	添 付 書 類
会社等に就職した場合	次のいずれかの書類 ・採用辞令の写し ・就職証明（原本）及び給与支払（見込）等証明書（原本） ・雇用契約等の写し ・その他勤務条件等を確認できる書類
給与（年金等を含む。）額が増加した場合	増額内容を確認できる次のいずれかの書類 ・給与支払（見込）等証明書（原本） ・年金改定通知書の写し ・雇用契約の写し又は賃金改定を証するもの
雇用保険の支給が開始された場合	雇用保険受給資格者証の写し
育児休業が延長となった場合（育児休業延長開始から向こう1年間の収入見込額が130万円以上と推計される場合）	発令辞令の写し又は育児休業が延長となったことが確認できるものの写し
育児休業から復帰した場合	発令辞令の写し又は復帰した日を確認できるものの写し

②配偶者が自営業に従事し、収入額が基準額（年額130万円）以上となる場合

事 由	添 付 書 類
自営業を始めた場合	営業開始に関する証明書
事業所得が増加した場合	直近の確定申告書及び収支内訳書の写し又は所得見込に関する申立書（様式任意）

③離婚した場合

職員の戸籍謄本（原本）、戸籍抄本（原本）、離婚受理証明（原本）等のいずれか

④配偶者が死亡した場合

配偶者の除籍謄本（原本）又は死亡診断書の写し（埋葬許可証又は火葬許可証の写しでも可）

(9) 子、孫、重度心身障害者を取消申請する場合

①子等の主たる扶養者が変更になった場合

事 由	添 付 書 類
収入の多寡による主たる扶養者の変更の場合	変更後の主たる扶養者に関する事項、変更の理由又は原因、変更の年月日等に関する事項を記載した申立書（様式任意）
上記以外の場合	変更後の主たる扶養者に関する事項、変更の理由又は原因、変更の年月日等に関する事項を記載した申立書（様式任意）及び子等（重度心身障害者を除く。）の除籍（又は戸籍）謄本（原本）

②子等の収入額が基準額（年額130万円）以上となる場合

事 由	添 付 書 類
会社等に就職した場合	次のいずれかの書類 ・採用辞令の写し ・就職証明（原本）及び給与支払（見込）等証明書（原本） ・雇用契約等の写し ・その他勤務条件等を確認できる書類
その他の収入が見込まれる場合	収入に関する証明書又は申立書（様式任意）

③子等が死亡した場合

子等の除籍謄本（原本）又は死亡診断書の写し（埋葬許可証又は火葬許可証の写しでも可）

④子等（重度心身障害者を除く。）が22歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した場合
職権により教育事務所で扶養親族の取消手続きを行うため、取消申請は不要。

(10) 父母を取消申請する場合

①父母の収入額が基準額（年額130万円）以上となる場合

事 由	添 付 書 類
給与（年金等を含む。） 額が増加した場合	増額内容を確認できる次のいずれかの書類 ・給与支払（見込）等証明書（原本） ・年金改定通知書の写し ・雇用契約等の写し又は賃金改定を証するもの
事業所得が増加した場合	直近の確定申告書及び収支内訳書の写し又は所得見込に関する 申立書（様式任意）

②父母の主たる扶養者が変更になった場合

変更後の主たる扶養者に関する事項、変更の理由又は原因、変更の年月日等に関する事項を記載した申立書（様式任意）

③父母が死亡した場合

父母の除籍謄本（原本）又は死亡診断書の写し（埋葬許可証又は火葬許可証の写しでも可）

質 疑 応 答 集

1 認定関係

〔問1〕 「主たる扶養者」について

「主たる扶養者」とはどのように判断すべきか。

〔答〕

「主たる扶養者」であるかの判断は、その配偶者等他の者と共同して同一人を扶養している場合は、その扶養親族としようとしている者の生活に要する費用について、扶養に関与している者の中で誰が最も多く負担しているかによって行うこととされており、具体的には家計の実態等に基づき認定することとなる。

参照 Q&A公務員給与事務提要

〔問2〕 給与額の低い職員

給料が行政職給料表1級4号給である職員について数人を扶養親族とできるか。

〔答〕

実際に扶養親族について他に生計の途がなく主として職員が扶養している場合は扶養親族とできるが、職員の給与額からみてこのような職員は、一般的には扶養の事実疑念が持たれるので特に慎重に調査すべきである。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

参照 諸手当質疑応答集

《主たる扶養者の判断について》

【認定について】

子の扶養認定に当たっては、夫婦ともに収入がある場合、年間収入の多寡で判断する。ただし、配偶者より収入が少ない職員であっても、その差額が1割以内で、配偶者が子に係る扶養手当に相当する手当を受給していないことが確認できる場合は、同程度の収入と判断して、「主たる扶養者」として取扱うことができる。

【事後確認について】

年間収入が逆転し収入差額が1割を超える状態が3か年継続してる場合は認定替を行う等取り扱うこととなる。(ただし、生計の実態が大きく異なる事由が生じた場合は、3年を待たない。)

〔問3〕 「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの」の基準

給与条例第8条第2項の「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの」の認定についての基準はどうなっているのか。

〔答〕

「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの」については、給与所得、事業所得、不動産所得等の恒常的な所得が全くないか、あっても扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額130万円未満であって、職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっていないもので、職員を主たる扶養者として生計を営んでいるものをさすものである。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

財務関係問答集

参照 諸手当質疑応答集

2 扶養親族の範囲

○ 配偶者（内縁関係にある者を含む。）

〔問4〕婚姻の届出前の事実の生じた日

結婚後、20日経過後に入籍した場合は、事実の生じた日をどのようにするのか。

〔答〕

扶養の実態があれば、婚姻の届出のいかんにかかわらず、事実上婚姻関係と同様の事情の生じた日（結婚式挙行の日など）をもって事実の生じた日として取り扱うものである。

また、その後において婚姻届を提出した場合は、直ちにその旨を届け出ることが適当である。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

参照 諸手当質疑応答集

〔問5〕育児休業中の職員の扶養認定

①職員の妻は県職員であるが、産後休暇に引き続き育児休業することとなった。この場合、この妻を職員の扶養親族として認定できるか。

②扶養している育児休業中の妻が、育児休業を延長した場合はどうか。

〔答〕

①育児休業の期間中については、育児休業開始時における向こう1年間の総所得が所得限度額130万円未満で、かつ、主として夫に扶養されると認められる場合には、当該期間中扶養親族として認定できるものである。

また、育児休業開始時に扶養親族にならなかった場合においても、育児休業期間の延長や育児休業手当金の支給終了（子どもの1歳の誕生日）など、新たな事実が発生した場合は、その時点から改めて向こう1年間に見込まれる総収入を算出し、再度扶養認定の可否を判断するものである。

②育児休業が延長となったことが確認できる書類（辞令の写し等）により、改めて延長開始から向こう1年間に見込まれる総収入を算出し、再度扶養認定の可否を判断するものである。その結果、130万円以上と見込まれる場合は、延長開始日を事実発生日として扶養手当が取消となる。

〔問 5 - 2〕 育児休業期間を延長した場合の配偶者の扶養認定

職員である妻が育児休業の承認を得た場合において、育児休業が承認された時点では妻の向こう 1 年間の所得が所得制限額以上と見込まれたため扶養親族としていなかったが、育児休業期間の途中でその期間が延長され妻の所得が所得制限額未満と見込まれることとなった場合には、その延長後の育児休業期間中、妻を扶養親族として認定することができるか。

〔答〕

育児休業が延長となったことが確認できる書類（辞令の写し等）により、改めて延長開始から向こう 1 年間に見込まれる総収入を算出し、再度扶養認定の可否を判断するものである。その結果、130万円未満と見込まれる場合は、延長開始日を事実発生日として扶養手当を員呈することができる。

平成 14 年 4 月 26 日付け青教職第 114 号

育児休業制度の改正に伴う扶養手当の認定について

1 育児休業開始時の認定

従前のおり、育児休業期間の開始日から向こう 1 年間の所得見込み額を算出し、扶養認定の可否を判断する。

2 育児休業手当金支給終了時の認定

（新規）

1 により扶養認定されなかった者について、育児休業手当金の支給が終了した日の翌日から向こう 1 年間の所得見込み額を算出し、新たに扶養認定の可否を判断する。

3 育児休業期間延長時の認定

（改正）

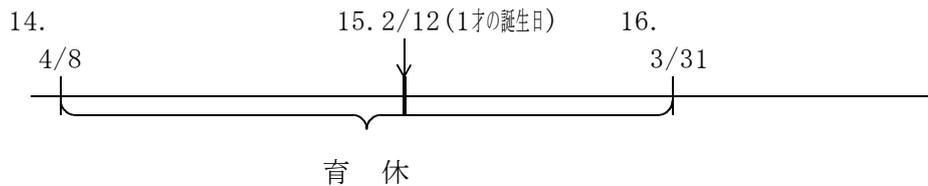
育児休業期間を延長した者について、延長された育児休業期間の開始日から向こう 1 年間の所得見込み額を算出し、新たに扶養認定の可否を判断する。

別紙

育児休業制度改正後の扶養認定事例

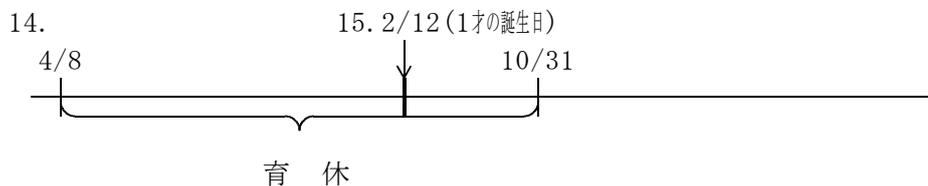
「育児休業手当金支給終了時の認定」

(例1) 育児休業期間が2年の場合



- ① 育休開始から向こう1年間の所得見込み額が130万円以上の場合 → 扶養不可
- ② 育児休業手当金の支給が終了した日の翌日(2/12)から向こう1年間の所得見込み額が130万円未満の場合 → 扶養可

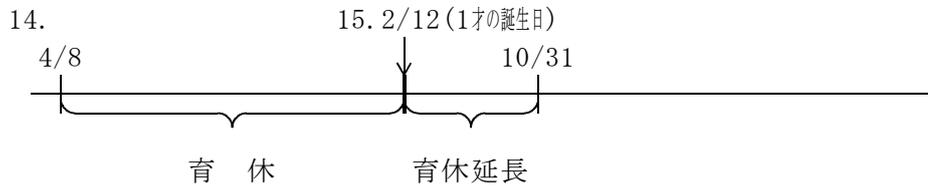
(例2) 育児休業期間が1年6月の場合



- ① 育休開始から向こう1年間の所得見込み額が130万円以上の場合 → 扶養不可
- ② 育児休業手当金の支給が終了した日の翌日(2/12)から向こう1年間の所得見込み額が130万円以上の場合 → 扶養不可

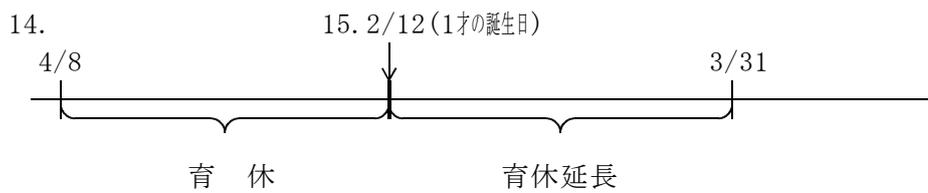
「育児休業期間延長時の認定」

(例3) 当初の育児休業期間が1才の誕生日前日までだったが、引き続き延長した場合



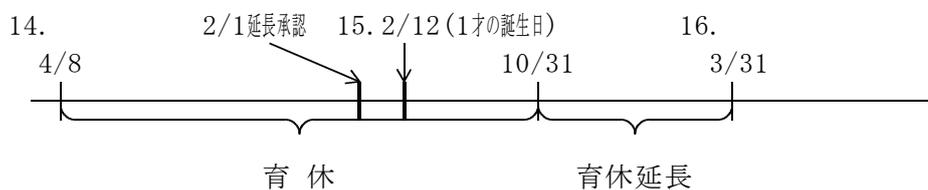
- ① 育児休業開始から向こう1年間の所得見込み額が130万円未満の場合 → 扶養可
- ② 延長開始(2/12)から向こう1年間の所得見込み額が130万円以上の場合 → 扶養不可

(例4) 当初の育児休業期間が1才の誕生日前日までだったが、引き続き延長した場合



- ① 育児休業開始から向こう1年間の所得見込み額が130万円以上の場合 → 扶養不可
- ② 延長開始(2/12)から向こう1年間の所得見込み額が130万円未満の場合 → 扶養可

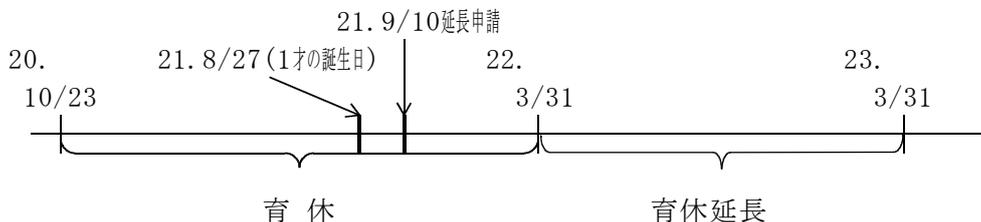
(例5) 当初の育児休業期間が1年6月だったが、引き続き延長する場合
(※1才の誕生日の時点で延長請求があり、承認がなされた場合)



- ① 育児休業開始から向こう1年間の所得見込み額が130万円以上の場合 → 扶養不可
- ② 育児休業手当金の支給が終了した日の翌日(2/12)から向こう1年間の所得を見込む際、育児休業(承認済み)部分を含めて算出することとし、その額が130万円未満の場合 → 扶養可 (育児休業中の職員から延長請求があり、承認が見込まれる場合も同様の取扱いとする。)

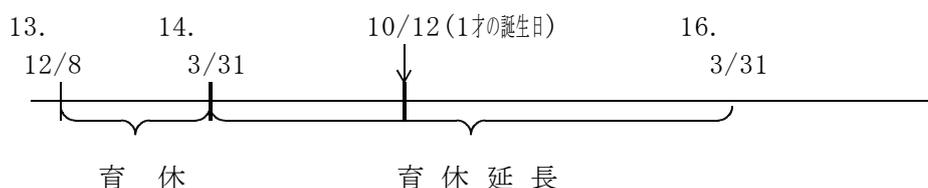
※平成22年4月追加事例

(例6) 当初の育休期間が1年6月だったが、引き続き延長する場合
 (※1才の誕生日以降延長請求があり、承認がなされた(見込まれる)場合)



- ① 育休開始から向こう1年間の所得見込み額が130万円以上の場合 → 扶養不可
- ② 育児休業手当金の支給が終了した日の翌日(H21.8.27)から向こう1年間の所得を見込む際に、まだ延長の申請も承認もされていない場合、復職後(H22.4.1)の給料等も含めて算出額が130万円以上→扶養不可
- ③ 育休延長申請日(H21.9.10)から向こう1年間の所得を見込む際、育休延長部分を含めて算出することとし、その額が130万円未満の場合 → 扶養可

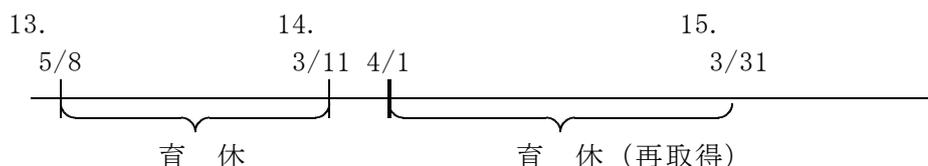
(例7) 当初の育休期間が短期間だったが、引き続き延長した場合



- ① 育休開始から向こう1年間の所得見込み額が130万円以上の場合 → 扶養不可
- ② 延長開始(4/1)から向こう1年間の所得見込み額が130万円以上の場合 → 扶養不可
- ③ 育児休業手当金の支給が終了した日の翌日(10/12)から向こう1年間の所得見込み額が130万円未満の場合 → 扶養可

※ 改正法の経過措置に係る延長等

(例8) 当初の育休期間が1才の誕生日までだったが、復職した後に新たに休業した場合



- ◎ 新たな育休開始から向こう1年間の所得見込み額が130万円未満の場合 → 扶養可

○ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

〔問6〕 分割扶養

夫婦共に県職員で2人以上の子を扶養している場合、それぞれの職員が分割し、扶養親族とすることができるか。

〔答〕

原則として、一世帯には主たる扶養者は1人であるため分割扶養はできない。
ただし、事実上婚姻関係にないと同様な状態にある場合等子を分割して扶養している特殊な状況にあるときはこの限りでない。

平成元年3月29日付け青教学第1323号
財務関係問答集

〔問7〕 子に対する養育費の送金

職員が妻と離婚し、子は妻に引き取られたが、職員はその子のため養育費として毎月送金している場合、その子を職員の扶養親族として認定することができるのか。

〔答〕

設問の場合は、子が母（職員の元の妻）のもとに引き取られているので、常識的には母が主として扶養しているものと推定される。したがって、送金をしているという事実のみをもっては認定できず、毎月の送金額その他扶養の実態を十分に把握した上で職員が主として扶養しているということを確認できた場合には扶養親族とすることができる。

平成元年3月29日付け青教学第1323号
参照 諸手当質疑応答集

〔問8〕 連子の認定

職員が連子のある者と婚姻し、その連子を扶養している場合、扶養親族とすることができるか。

〔答〕 職員と連子との間で養子縁組をした場合のみ扶養親族とすることができる。

平成元年3月29日付け青教学第1323号
参照 諸手当質疑応答集

○ 60歳以上の父母及び祖父母

〔問9〕別居している父の認定

次の場合には、別居している父を職員の扶養親族として認定することができるか。

(例1) 職員が単独で父を扶養している場合

父の所得額 90万円 職員の送金額 50万円

(例2) 職員と職員の弟が共同して父を扶養している場合

父の所得額 60万円 職員の送金額 50万円 弟の送金額 30万円

〔答〕

別居している父母等を扶養親族として認定する際における「主としてその職員の扶養を受けているもの」については、次のように取り扱われている。

- 1 職員が別居している父母等を送金等によって扶養している場合の当該父母等に係る扶養親族の認定に当たっては、職員の送金等の負担額が、当該父母等の所得以下の額であっても、当該父母等の全収入（父母等の所得及び職員その他の者の送金等による収入の合計）の3分の1以上の額であるときは、当該父母等を「職員の扶養を受けているもの」として取り扱うものとする。

ただし、職員が兄弟姉妹等と共同して父母等を扶養している場合には、職員の送金等の負担額が兄弟姉妹等の送金等の負担額のいずれをも上回っているときに限り、「主として」職員の扶養を受けているものとして取り扱うものとする。

- 2 公署を異にする異動等に伴い、職員が同居していた扶養親族である父母等と一時的に別居することとなった場合の当該父母等（職員の配偶者又は子と同居している父母等に限る。）に係る扶養親族の認定に当たっては、別居後も扶養の実態等に特段の変化がない限り、引き続き職員と同居しているものとして取り扱うものとする。

したがって、

設問（例1）については、職員の送金額は父の所得額を上回っていないが、父の全収入の3分の1以上であることから認定することができる。

父の所得額	職員の送金額	父の全収入
90万円	*50万円	140万円

設問（例2）については、職員の送金額は父の所得額を上回っていないが、父の全収入の3分の1以上で、かつ弟の送金額を上回っていることから認定することができる。

父の所得額	職員の送金額	弟の送金額	父の全収入
60万円	*50万円	30万円	140万円

平成8年3月28日付け青教学第1258号
参照 諸手当質疑応答集

〔問10〕 父母の収入額についての認定基準

職員と同居している父母に収入がある場合、その収入額についての認定基準はどうなるのか。

〔答〕

夫婦は互いに協力し、扶助しなければならないものであり、父母の収入で生活できるものであれば扶養親族とはならないので、父母の収入を合算して260万円（130万円×2）以上となる場合は、父母ともに認定できない。

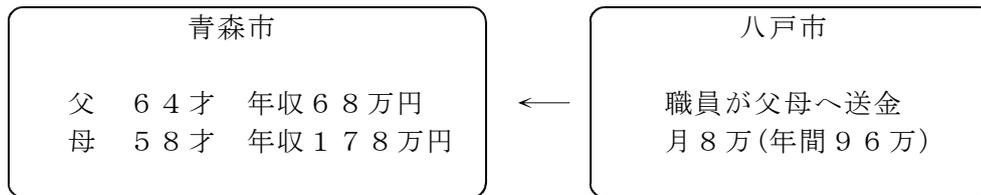
合算した収入が260万円未満の場合は、130万円未満の者については、職員が主たる扶養者である場合に限り認定できる。

（父母の一方のみを認定する場合、父母が相互に他の一方の主たる扶養者である場合は認定できないので注意を要する。）

昭和59年8月30日付け青教学第639号
平成元年3月29日付け青教学第1323号
財務関係問答集

例

（問） 父母が青森市に、職員が八戸市に居住し次のような状況の場合、父を扶養親族として認定できるか。



（答）

父の収入	職員の送金額	母の収入	父母の全収入
68万円	* 96万円	178万円	342万円

$342万円 \times 1/3 = 114万円 > *96万円$ より父を扶養認定できない。

〔問11〕 「満22歳に達する日」と「満60歳以上」の取扱い

子及び孫の扶養親族としての要件を欠くに至る日と父母及び祖父母の要件を具備するに至る日はそれぞれいつか。

〔答〕

給与条例第8条に定める扶養親族は、第2項において、子及び孫について「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫」とされ、「満22歳に達する日」とは満22歳の誕生日の前日をさすことから、「子及び孫」の場合は満22歳の誕生日以後の最初の4月1日が扶養親族としての要件を欠く日となる。

なお、4月1日が誕生日の者についても「満22歳に達する日」が誕生日の前日をさすものであることから、翌日の4月1日が扶養親族の要件を欠く日となる。

また、父母及び祖父母については「満60歳以上の父母及び祖父母」とされ、「満60歳以上」とは満60歳の誕生日以後をさすことから、「父母及び祖父母」は満60歳の誕生日をもって扶養親族としての要件を具備する日となる。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

財務関係問答集

参照 諸手当質疑応答集

〔問12〕 養子に行った場合の実父母

職員が養子に行ったため実父母と戸籍が別になった。しかし、主として実父母を扶養している場合、その実父母を扶養親族とすることができるか。

〔答〕

職員の実父母は、あくまでも自然血族であるため、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている場合は、戸籍に関係なく扶養親族とすることができる。

平成元年3月29日付け青教学第1323号
参照 諸手当質疑応答集

〔問13〕 扶養義務のある姻族の取扱い

民法第877条によって、家庭裁判所から配偶者の母の扶養義務を負わされ、実際に扶養している場合は、その母を給与法上の扶養親族とすることができるか。

〔答〕

給与法上の扶養親族は、同法第11条第2項第6号に該当する者を除き、血族又は法定血族である者と解されているので、設問の場合は、養子縁組をしない限り、扶養親族とすることはできない。

〈参考〉

民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

② 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

③ 前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

参照 諸手当質疑応答集

〔問14〕 老人ホームの利用料の負担

職員の扶養親族であった実母が老人ホームに入所することとなったが、毎月5万円程度の利用料が必要であり、職員が当該利用料を負担している場合には、引き続き扶養親族として認定することができるか。

〔答〕

職員が老人ホームの利用料を負担していても、母の生計が主として当該施設の負担によって営まれている場合には、母を引き続き扶養親族として認定することはできない。

(入所者の総収入) = ①入所者の収入額 + ②職員の負担額 + ③職員の兄弟姉妹等の各負担額 + ④施設が負担する入所者の生活費
別居の場合の認定基準により、②が総収入の1/3以上、かつ、②が③及び④よりも多い場合に限り、入所者を「主として職員の扶養を受けている者」として取り扱う。

平成元年3月29日付け青教学第1323号
参照 諸手当質疑応答集

平成12年12月6日付け青教学第1009号及び平成17年10月4日付け事務連絡

介護老人福祉施設に入所している者等の認定について

介護保険制度による介護老人福祉施設へ入所した場合等の認定に当たり、介護保険から給付されるサービス費用（食費、居住費その他日常生活費を除く。）の9割については、これを病院等における一般的な医療費の保険からの補填と同様に捉え、扶養実態の判断に際し入所者の総収入として取り扱わない。

なお、これは介護保険制度における取扱いであり、障害者施設等その他の施設への入居については従前のおりである。

- 1 介護老人福祉施設に入所している者を扶養認定する場合
(入所者の総収入) = ①入所者の収入額 + ②職員の負担額 + ③職員の兄弟姉妹等の各負担額
②が総収入の1/3以上、かつ、②が③よりも多い場合に限り、入所者を「主として職員の扶養を受けている者」として取り扱う。
※②の職員の負担額とは
①入居者への送金（口座振込等により客観的に負担の事実を判断できるものに限り）、②職員が入所契約している場合の1割負担及び食費、居住費等自己負担額、③被扶養者が入居契約している場合で、その者の収入では1割負担及び食費、居住費等自己負担額を負担できないことが明らかな場合のその差額等を職員負担額として取り扱う。
- 2 職員と同居し、居宅サービスを受けている場合
従前のおり被扶養者の収入が130万円以上と見込まれるかどうかにより判断する。
なお、短期入居サービスは別居としては取り扱わず、またサービス費用を全額負担した場合に給付されるサービス費用の9割についても、被扶養者の収入に含めない。
- 3 職員と別居し、居宅サービスを受けている場合
別居の場合の認定基準により判断する。この場合、上記2のなお書きと同じ扱いとする。
ただし、介護保険法第18条第1項第2号及び第3号の規定による予防給付等についても、被扶養者の収入に含めない。
※介護保険法第18条第1項
第2号 被保険者の要介護状態となるおそれがある状態に関する保険給付
第3号 前2号に掲げるもののほか、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資する保険給付として条例で定めるもの

○ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

〔問15〕 職員の配偶者の弟妹の扶養

職員の配偶者の弟妹を職員が扶養している場合、扶養親族とすることができるか。

〔答〕

職員と配偶者の弟妹との間には血族関係がないので、扶養親族とすることはできない。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

〔問16〕 養子先の弟妹の扶養

養子先の弟妹を職員が扶養している場合は、扶養親族とすることができるか。

〔答〕

養子先の親と養子縁組をした場合、その弟妹と職員とは法定血族となるため、他に生計の途がなく職員が主として扶養している場合、扶養親族とすることができる。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

〔問17〕 異母弟妹の扶養

父と後妻との間に生まれた弟妹を職員が扶養している場合、扶養親族とすることができるか。

〔答〕

異母兄弟であっても他に生計の途がなく職員が主として扶養している場合、自然血族であるので扶養親族とすることができる。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

○ 重度心身障害者

〔問18〕 重度心身障害者について

重度心身障害者は、親族に限られるか。また、重度心身障害者について「終身労務に服することができない程度」とは、具体的にはどのようなものをいうか。

〔答〕

必ずしも親族に限らず、主として職員の扶養を受けている場合は扶養親族として認定することができる。

また、「終身労務に服することができない程度」とは、疾病又は負傷により、その回復がほとんど期待できない程度の労働能力の喪失又は機能障害をきたし、現状に顕著な変化がない限り、一般には労務に服することができないと認められる状態をいうものである。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

参照 諸手当質疑応答集

3 所得関係

〔問19〕年額130万円の意味

「年額130万円」という意味について具体的に説明されたい。

〔答〕

事実発生日から今後1年間において見込まれる総収入額（社会保険料、雇用保険料及び所得税法の法定控除前（以下「法定控除前」という。）の支給総額。）をいうものである。

扶養親族の所得が限度額以内かどうかの判断方法は、原則的には年額で判断するが、勤務形態、収入の種類等により年額で判断するよりも月額や日額により判断する方がより適切で、実態に即している場合はそれらにより判断するものである。

なお、扶養親族としての所得限度額は、年額では130万円未満となっており、これを月額、又は日額に換算すると、月額では108,333円以内、日額では3,611円以内となるものである。これらには、いずれも各種手当（非課税通勤手当を含む。）や賞与等を含むものである。

〔問20〕年額比較と月額比較

扶養親族とすべき者の所得について、年額比較と月額比較との区別の仕方について説明されたい。

〔答〕

次の【勤務形態や収入の種類別具体例】を参考とし、判断するものである。なお、パートタイマー・アルバイトは、状況に応じて①又は②に該当するため、注意が必要である。

【勤務形態や収入の種類別具体例】

※勤務条件等が変更された場合は、その都度判断すること。

① 雇用条件通知書等から1箇月分の給与額が推計できる場合（原則月額で判断。）

概ね次のようなケースが該当する。

ア 給与が月額で定められている場合

イ 臨時社員やアルバイトなど雇用条件通知書等で、1箇月当たりの勤務時間（勤務日数）及び賃金単価が把握できることにより、1箇月当たりの給与額が推計できる場合
上記ア又はイの1箇月当たりの給与（見込）額と通勤手当（非課税額分を含む。）等毎月支払われる手当額並びに賞与及び臨時的支給される手当の年額の12分の1相当額の合計額が108,333円以内である場合は、扶養親族として認定することができる。

※任用期間が1年未満であっても上記の取扱をする。

就職後の給与の支給実績については、②の場合と同様に確認していく必要がある。

雇用条件から、1箇月当たりの勤務時間等が不明であっても、予め年間の勤務日数等が把握できる場合には、年間で判断する場合もある。

② 雇用条件通知書等から1箇月分の給与額が推計できない場合（継続する3箇月の平均給与月額(実額)で判断。）

概ね次のようなケースが該当する。

ア 臨時社員やアルバイトなど、勤務時間がシフト勤務制などで、1箇月当たりの勤務

日数（総勤務時間）が把握できないため、1箇月当たりの給与額が推計できない場合

イ 保険外交員など、支払われる給与の中に歩合給が含まれている場合

ウ 毎月の給与額が大きく変動する場合（月額108,333円を明らかに超える場合を除く。）

継続する3箇月の給与明細書から平均給与月額を算出した結果、その額が108,333円以内であり、今後も同程度の勤務状況等が見込まれるのであれば扶養親族として認定することができる。

その後、勤務形態の変更等（例えば：賃金単価が高くなった、時間外勤務が増えた）により、1箇月当たりの給与額が108,333円を超え、今後の年間収入が130万円以上となると推計されることとなった場合には扶養親族としての認定はできなくなるため、毎月、給与明細書で3箇月の平均給与月額を確認する必要がある。

また、年間を通して勤務実績がある場合で勤務条件等に大きく変更がないときは、その年の源泉徴収票や所得証明書により年額で判断する。なお、扶養親族の認定を取消された場合でも、これにより再度認定できる場合もある。

③ 農業所得、事業所得、年金収入（遺族年金・障害者年金・高齢者年金等）、利子配当などある場合（年額で判断。）

農業所得、事業所得、利子配当などは確定申告書の控えにより確認する。

確定申告書に記載されている総収入から当該事業等に要する必要経費を控除した後の額が130万円未満であれば扶養親族として認定できる。

年金収入については、年金改定通知書や年金振込通知書等により支給年額を確認する。この場合の収入額は介護保険料が控除される前の額で判断する。なお、遺族年金及び障害者年金等は所得証明書に記載されないため、注意が必要である。

④ 雇用保険を受給している場合（日額で判断。）

「雇用保険受給資格者証」により確認する。記載されている基本手当日額が3,611円以内であれば受給期間中でも扶養親族として認定できる。（雇用保険法の規定による基本手当は就職を前提とした失業期間中の生活扶助的なものとして日額で算出されるので、年額によらず日額で判断する。）

〔問21〕 月々の収入が不安定な者の所得

パートタイマー等月々の収入が不安定な者の所得をどのように判断するか。

〔答〕 収入が不安定な者については、所得の実績（3か月の平均）からその翌月以降の月収額を推定する等の方法により比較する。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

財務関係問答集

参照 諸手当質疑応答集

例1

扶養認定している配偶者が30年1月5日付けで就職し、当初の見込みでは月々9万程度と見込まれたため引き続き扶養親族としていたが、途中から継続的に収入が増えたケース

（契約内容：毎月末日締め、翌月5日払い。ただし、末日締めの段階で支払額は確定）

給与証明（実績）

30年1月	88,125					
30年2月	88,125					
30年3月	81,075	→ 1, 2, 3月分の平均	85,775	○		
30年4月	88,125	→ 2, 3, 4月分の平均	85,775	○		
30年5月	110,600	→ 以下1月ずつ	93,266	○		
30年6月	88,125	→ ずれる	95,616	○		
30年7月	84,600	→	94,441	○		
30年8月	118,125	→	96,950	○		
30年9月	88,125	→	96,950	○		
30年10月	84,600	→	96,950	○		
30年11月	88,125	→	86,950	○		
30年12月	88,600	→ (30年分収入1,096,350)	87,108	○		
31年1月	128,325	→	101,683	○		
31年2月	153,075	→	123,333	×		
31年3月	138,600	→	140,000	×	扶養取り消し	
31年4月	122,025	→	137,900	×	↓	
31年5月	121,875	→	127,500	×	↓	
31年6月	132,170	→	125,356	×	↓	
31年7月	135,770	→	129,938	×	↓	

例2

扶養認定している配偶者が28年10月1日付けで就職し、当初の見込みでは月々6万～10万程度と見込まれたため引き続き扶養親族としていたが、現況届提出時に所得が多かったことが判明し、さらに収入にばらつきがあるケース

給与証明（実績）

28年10月	65,494
28年11月	123,550
28年12月	92,313
29年1月	76,138
29年2月	110,088
29年3月	105,450
29年4月	109,869
29年5月	116,694
29年6月	96,525
29年7月	113,327
29年8月	133,235
29年9月	105,365
29年10月	86,885
29年11月	108,945
29年12月	83,449
30年1月	142,200
30年2月	97,750
30年3月	108,698
30年4月	90,346
30年5月	111,020
30年6月	115,880
30年7月	119,345
30年8月	129,265
30年9月	113,117
30年10月	126,860
30年11月	118,940
30年12月	107,690
31年1月	127,130
31年2月	85,910
31年3月	85,685
31年4月	121,486
31年5月	149,126
31年6月	132,170
31年7月	135,770

(29年分収入1,245,970)

月額108,333円を超えていないか

→ 1,2,3月分の平均 116,216
 → 2,3,4月分の平均 98,931
 → 以下1月ずつ
 ずれる 103,354
 → 105,748
 → 115,415
 → 121,496
 → 120,575
 → 123,080
 → 119,639
 → (30年分収入1,381,111) 117,830

現況時に130万円を超えないため返納不要。

3ヶ月平均で「×」のついた翌月分を返納する。

× 返納
 ○
 ○
 × 返納
 × 返納
 × 返納
 × 返納
 × 返納
 × 返納

現況届提出時に判明

※勤務形態の変更等により、1か月当たりの給与額が108,333円を超え、今後同程度の収入が見込まれるに至ったときをもって扶養親族の取消を行うこととなるため、増額となっている理由を確認する必要があります。

〔問22〕 所得金額の意味

「年額130万円以上」という所得金額は、所得税法の規定により計算した額か。

〔答〕 「年額130万円以上」の所得金額とは、年間における総収入金額をいうものである。なお、遺族年金等の非課税の収入については、所得証明書によっては把握できないため、扶養親族として認定したい者に係る年金受給の有無を職員から確認のうえ、年金証書により把握する必要がある。

また、不動産所得、事業所得等で所得を得るために修理費、管理費、役務費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費（税金を除く。）に限り、その実額を控除することとなる。

具体的には、仕入れ品の代価や使用人に支払われる賃金などのように事業を行うに当たって必要不可欠な直接的経費であるもの、修繕費や光熱・水道費のように事業に必要な家屋、備品等を維持・管理するための必要不可欠な経費であるものを基本として、その実額をもって必要経費とすることとなる。所得税法上の必要経費とは異なる取扱となる。詳細は別表を参照。

別表

	経 費	内 容
A 必要 経費	売上原価	商品などの仕入金額
	給料賃金	給料・賃金・退職金・食費や被服などの現物給付
	外注工賃	修理加工などで外部に注文して支払った加工賃
	地代家賃	店舗・工場等を借りている場合の家賃等
	水道光熱費	水道料・電気料・ガス代・灯油などの購入費
	修繕費	店舗・自動車・機械等の修理費
B として認められる経費 内容により、必要経費	旅費交通費	電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代
	消耗品費	帳簿・文房具・用紙・ガソリン購入費
	荷造運賃	販売商品の包装材料費、運賃等
	通信費	電話料・切手代・電報料
	福利厚生費	従業員の慰安・医療・衛生・健康保険・厚生年金・雇用保険等の保険料や掛金
	雑費	他の経費に当てはまらない経費
	その他 (Cの経費以外)	研修・会議・生徒維持費（公文等への負担金、学研本部への納入金）、土地改良費など
C 必要経費として認められない経費	減価償却費	建物・機械・船舶・車両・器具備品・農機具・搾乳牛などの償却費
	貸倒金	売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失
	利子割引料	事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料
	租税公課	消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税（土地、建物、償却資産）、自動車税（取得税、重量税を含む。）、不動産取得税などの税金、水利費、農業協同組合費などの公租公課
	広告宣伝費	新聞・テレビ・チラシ等の費用、ショーウィンドーの陳列装飾のための費用
	接待交際費	取引先等を接待する茶菓子・飲食代、取引先等を旅行等に招待する費用、取引先等に対する中元、歳暮費等
	損害保険料	火災保険、自動車の損害保険料
	農業共済掛金	水稻・果樹・家畜などに係る共済掛金
	その他、上記に類する経費	家内労働特例差の額等
D	認められない控除額	青色申告特別控除額

※表中の雑費、その他等の経費については、詳細のわかる資料により判断すること。

〔問23〕 雇用保険受給者の認定

職員の配偶者が平成30年3月30日退職し、下記のとおり雇用保険金を受給することになった。

1. 求職年月日（失業の認定を受けた日）…………… 平成30年4月6日
2. 待期満了年月日…………… 平成30年4月12日
3. 基本手当（日額）…………… 3,670円
4. 所定給付日数…………… 90日
5. 受給状況

支給日	支払期間	日数	支給金額	月別の日数
4月26日	4月13日～4月25日	13日	47,710円	4月分（18日）
5月9日	4月26日～5月8日	13日	47,710円	5月分（31日）
6月6日	5月9日～6月5日	28日	102,760円	6月分（30日）
7月4日	6月6日～7月3日	28日	102,760円	7月分（11日）
7月12日	7月4日～7月11日	8日	29,360円	
	計	90日	330,300円	（90日）

- (1) 4月1日に扶養親族届が提出された場合は、雇用保険金の日額が決定される前なので、扶養親族として認定することができるか。
- (2) (1)において扶養親族の認定ができるとした場合、5月分についても引き続き支給できるか。
- (3) 雇用保険金の支給期間が7月11日で満了となるので事実の生じた日（7月12日）から扶養親族として認定できるか。

〔答〕 (1) について

扶養親族として認定できる期間は、退職した日の翌日から当該基本手当の受給期間の初日の前日まで及び受給の期間の末日の翌日からとなる。したがって認定することができる。

(2) について

基本手当の1か月相当額110,100円（日額3,670円×30日）が基準額である130万円の12分の1以上であることから支給できない。

(3) について

扶養親族として認定できる。

平成元年3月29日付け青教学第1323号
財務関係問答集
参照 諸手当質疑応答集

〔問24〕雇用保険の受給者であった者を扶養親族として認定する場合

雇用保険の受給者であった者を扶養親族として認定する場合、扶養の事実が生じた日とは、当該保険金の計算の基礎となった期間の最終日の翌日とされているが受給資格者証の交付を受けた時点では、当該計算の基礎期間は、受給資格者証には表示されていないがどうか。

また、これらの確認の方法について、教えてください。

〔答〕

前段について

雇用保険受給資格者証の交付を受けた時点では確かに保険金の計算基礎となった期間については記入されませんが、4週に1度の割合で雇用保険法第15条の規定に基づく失業の認定を公共職業安定所で受ける際、当該受給資格者証の裏面の「処理状況」欄に支給日数等が記入されますので、認定日に支給される雇用保険金の計算基礎となった期間は、これにより把握できることとなります。

後段について

上記により、受給資格者証で計算基礎となった期間が、把握できる訳ですから、扶養親族として申請しようとする者の雇用保険受給資格者証の写し又は受給期間満了の証明書の提出を求め、「最終日」を確認することとなります。

財務関係問答集

〔問25〕退職した者に係る認定

職員の配偶者が、本年3月31日をもって勤務先を退職し、今後職員の収入のみによって生計を維持することになった場合、4月1日から扶養親族として認定することができるか。

なお、配偶者の本年1月から3月までの給与所得は130万円以上あり、またこれとは別に退職手当も130万円以上ある。

〔答〕

1月から3月までに給与所得が130万円以上あっても、退職後将来に向かって所得がないと推定される場合においては、4月1日から扶養親族として認定することができる。

また、退職手当のように一時的な収入による所得は「恒常的な所得」には含まれないので、退職手当を資として生ずる所得が扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額130万円以上となる場合以外は扶養親族として認定して差し支えない。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

財務関係問答集

参照 諸手当質疑応答集

〔問26〕 短期間の予定でパートの仕事に就いた場合の認定

職員の配偶者が短期間の予定で月額10万円の仕事に就いたが、会社側の都合で6ヶ月間仕事をしていたことが判明した。この間残業もあったので、月収12万円を超えた月もあり、6ヶ月平均では11万円となっていた。この場合、

- ① 当初は月額10万円であったので、扶養親族として認定し、扶養手当を支給していたが、当初認定に誤りがなかったか。
- ② 結果として月額11万円の収入があったことが後日判明した場合の取り扱いは、どのようなになるのか。

〔答〕

①について

当初の認定に誤りは無いものと判断する。

②について

扶養親族の認定要件である基準額（年額130万円程度、月額の場合は108,333円程度）については、あくまでも将来の収入予想額とされている。したがって、今後の収入が基準額を超えることが予想された時点において判断し、所要の事務処理をすべきものである。

平成9年11月14日付け青教学第912号
財務関係問答集

〔問27〕 臨時職員に採用された場合の認定

職員の扶養親族たる配偶者が臨時職員として採用されることとなったが、この就職期間中も引き続き扶養親族としてよいか。

〔答〕

配偶者の雇用が将来に向かって継続されることが予想される限り、毎月の所得が扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額130万円の12分の1以上であれば、その就職期間中は扶養親族たる要件を欠くこととなる。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

〔問28〕 あらかじめ任期が決まっている臨時職員に採用された場合の認定

職員の扶養親族たる配偶者が県の期限付臨時職員（5月・5月）として採用されることとなったが、この就職期間中も引き続き扶養親族としてよいか。

〔答〕

配偶者の雇用が将来に向かって継続されることが予想される限り、毎月の所得が扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額130万円の12分の1以上であればその就職期間中は扶養親族たる要件を欠くこととなり、逆にその雇用が季節的雇用のようにあらかじめ限られているもので、予想される所得年額が扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額130万円未満となるのであれば、就職期間中も引き続き扶養親族とできる。

県の臨時職員については、任期が決まっていることから将来1年間の所得を推計し、扶養親族としての判定を行うこととなる。

4 支給の始期及び終期

〔問29〕妻が退職した場合の事実が生じた日

夫婦共働きの職員の妻が退職し、扶養親族たる要件を満たすこととなった場合、その妻については、その退職の日をもって給与条例第9条第1項第1号の要件を具備するに至った事実が生じた日としてよいか。

〔答〕

妻が退職したことにより扶養親族たる要件を具備するに至った日、すなわち、主としてその職員の扶養を受けるに至った日をもって給与条例第9条第1項第1号の事実が生じた日とすべきである。したがって、退職の日まで給与が支給されている場合は、その妻の退職した日の翌日が事実の生じた日となる。

平成元年3月29日付け青教学第1323号
参照 諸手当質疑応答集

〔問30〕夫の退職に伴う扶養親族の認定

職員の夫（会社勤務）が3月末日に退職したことにより、従来職員の夫が扶養していた22才未満の子供を、妻である職員の扶養親族として認定できるでしょうか。

また、夫の退職金、退職年金などは現在未確定であるが、その後、総所得が年間130万円未満であると確定した場合、夫も扶養親族として認定できるものか、あわせてお伺いします。

〔答〕

扶養手当は、扶養親族が他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている場合に支給されるべきもので、その認定は、家計の実態等により行われるべきです。

したがって、設問の前段の場合、妻である職員より夫の所得が少なく、主として妻の収入により生計を維持していると判断される場合には、子供を妻の扶養親族として認定できるものと解します。

また、扶養親族の範囲は、配偶者、22才未満の子等となっているので、夫であるということ対象外となることはないものです。

したがって、後段の場合においては、夫も扶養親族として認定できるものと解します。

なお、扶養親族認定上の総所得額は、退職年金は含まれますが、退職金（手当）又は退職一時金のような一時所得は含まれないものとされます。

財務関係問答集

〔問31〕 就職のため大学を中退した子にかかる扶養手当の認定

扶養手当を受給している職員から、扶養親族である子が大学を中退し、仕事を始めたとして扶養親族届に退学証明書を添付して提出されたが、就職証明書もなく、所得証明書もないことから、退学証明書の退学年月日の翌日を事実の生じた日として、当該子に係る扶養手当を減額してよいでしょうか。

〔答〕

扶養手当の支給を受けている職員は、扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合に、扶養親族届を所属長に提出しなければならないとされております。設問の場合、大学を中退し、仕事を始めたとしても、その者の所得が130万円に満たなければ扶養親族としての要件を欠くこととはならないため、その者の所得が130万円以上になると見込まれること、又は他に生計の途が生じたため扶養しなくなった旨の申立書等により、扶養親族としての要件を欠くに至った日を確認の上、扶養手当を減額してください。

財務関係問答集

〔問32〕 年金受給の場合の事実の生じた日

扶養親族が年金を受けることとなったために扶養親族とすることができなくなる場合、要件を欠くに至った事実の生じた日はいつか。

〔答〕

職員又は年金の受給権者がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（年金決定通知を同居の家族が受領した日等を含む。）である。

平成元年3月29日付け青教学第1323号
財務関係問答集
参照 諸手当質疑応答集

〔問33〕 離婚の事実の生じた日

事実上の離婚後除籍まで若干の期間を経過した場合の事実の生じた日はいつか。

〔答〕 事実上婚姻関係が解消された日である。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

〔問34〕 月々の収入が不安定な者の事実の生じた日

パートタイマー等月々の収入が不安定な扶養親族を扶養親族とすることができなくなった場合の事実の生じた日はいつか。

〔答〕

月々の所得が大きく変動するような場合は、所得実績（3か月の平均）により比較をするべきであり、その所得実績が基準額の1/2分の1以上に達し、翌月以降も同程度の所得が予想されるに至ったときをもって扶養親族としての要件を欠くに至ったものとする。

※問21番参照

平成元年3月29日付け青教学第1323号
参照 諸手当質疑応答集

5 届出期間

〔問35〕 15日の起算日

給与条例第9条第2項ただし書の「事実の生じた日から15日」の起算日は、その届出に係る事実の生じた日か、それともその翌日か。

〔答〕 15日については、届け出るべき事実の生じた日の翌日（その事実が午前零時に生じたときは、その日）から起算する。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

財務関係問答集

参照 諸手当質疑応答集

〔問36〕 事実の生じた日から15日目日が土曜、日曜、休日等に当たる場合の取扱い

給与条例第9条第2項ただし書の「事実の生じた日から15日」目に当たる日が日曜日、休日等に該当する場合はどのように取り扱うか。

〔答〕 その期間は、その翌日をもって満了するものとする。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

参照 諸手当質疑応答集

6 その他

《参考》扶養親族現況届について

昭和55年3月18日付け青教学第1309号県立学校長宛て通知

扶養親族現況届の提出について

現在、職員が扶養親族届の内容に変更がある場合は、その都度所属長に届け出すことになっていますが、職員からの届け出の遅延等の理由で返納させられる件数が毎年相当数あります。

このため、監査委員の監査で、扶養手当の認定の適正化が強く要請されています。

ついては、昭和55年度から扶養手当を受給している者全員に別紙扶養親族現況届を提出させ、扶養手当の認定に適正を期すようお願いいたします。

扶養親族現況届の記入方法

この届は、扶養親族を有し、扶養手当を受給している職員全員から毎年6月1日現在における扶養親族の現況を報告してもらうものですから、下記の事項に留意し、事実を正確に記入させ所属長に提出させてください。

- 1 年収額には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得なども含まれます。したがってパートやアルバイト等の勤労による所得はもちろん農業、商業等の自家営業による所得、地代、家賃等の収入、株券の配当や預金利子による収入、恩給や年金、雇用保険金などが該当し、無職であっても収入がある場合があるので源泉徴収票、申告書、証明書、年金証書、契約書などに基つき事実を記載するとともに当該書類の写しを添付して下さい。
 - (1) 年収額は、前年の1月1日から12月31日までの1年間における所得とし、種類の異なる所得がある場合は、その種類ごとに分けて、所得内容を明記すること。
 - (2) 所得は、原則として、経費等が認められている場合においても総所得を記入すること。
 - (3) 恩給や年金受給者については、特に現況届提出日現在の受給額が記載された最も新しい証書の裁定額及び裁定年月日を備考欄に付記するとともに当該証書の写しも添付すること。
 - (4) 前年には職業がありかつ、収入もあったが、本年になり、就職したり、事業をはじめたり、年金や雇用保険金を受給するようになったり、または、収入が著しく増加や減少した場合若しくは、年金額の増減の場合のように前年と異なった特別な事情があるときは、備考欄にその年月日や事実を記入すること。この場合、年収額が不明のときは、最新の所得の月額や就職期間などその内容を明記すること。
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子・孫・弟妹を扶養している場合、高校卒業直後の年度の現況届には大学や専門学校等の在学証明書を添付すること。なお、高校卒業後、大学等に入学していない場合（自宅で進学・就職準備中の場合等）添付書類は不要であるが、備考欄にその状況を記入すること。

※改正（平成12年3月8日付け青教学第1257号）

- 2 異動年月日及び異動事由欄は、扶養親族として認定された事由の発生日日及び当該事由を記入すること。
例えば、婚姻、出生、満60歳以上、離職等その年月日を記入すること。

※平成19年5月31日付け事務連絡 県立学校長宛て通知により、県立学校は取扱い廃止

(最終改正 平成12年3月8日付け青教学第1257号通知)

扶 養 親 族 現 況 届

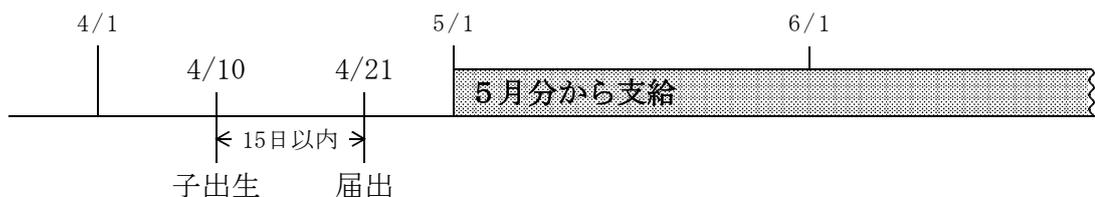
平成 年 月 日 現在

学校長殿		学 校 名					
		職 名					
		氏 名	印				
私の扶養親族の現況は次のとおりであり事実に相違ないことを届け出ます。							
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	年齢	同居別居の別	年収額 (職業)	異動年月日 (異動事由)	備考
取扱者 確認印	事務長	担当者					

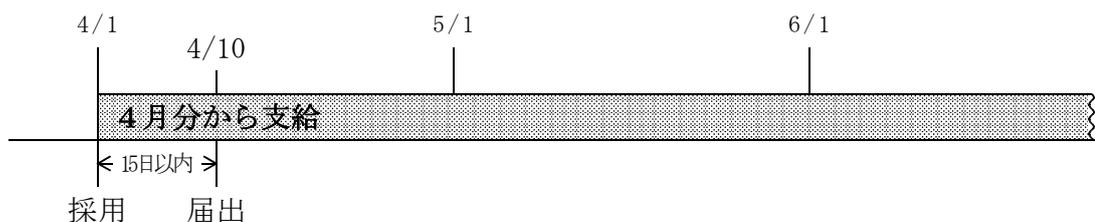
支給方法（届出と支給開始月・終了月）

1 扶養親族のある職員が採用された場合又は職員に新たに扶養親族が生じた場合

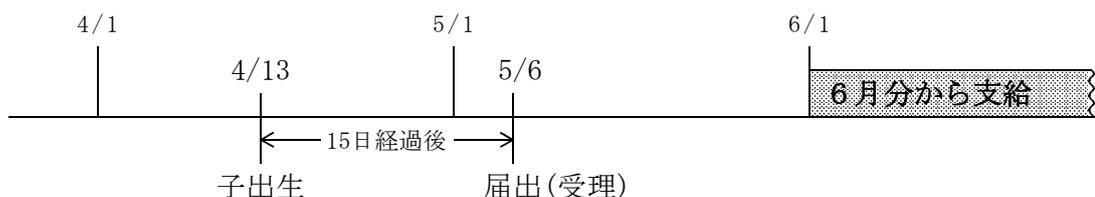
- 〔例1〕 事実の生じた日が月の途中で、これに係る届出が15日以内になされた場合
 → 事実の生じた日の属する月の翌月から支給



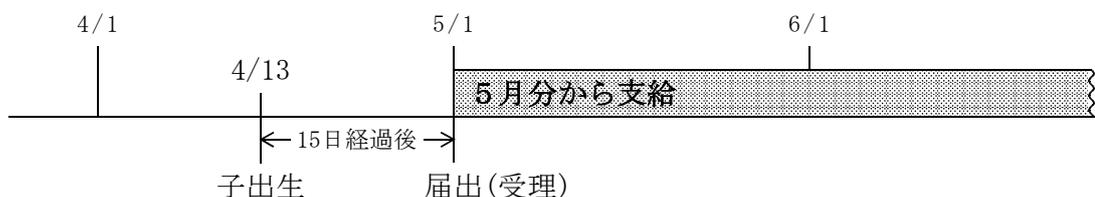
- 〔例2〕 事実の生じた日が月の初日で、これに係る届出が15日以内になされた場合
 → 事実の生じた日の属する月から支給



- 〔例3〕 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出がなされた場合
 → その届出を受理した日の属する月の翌月から支給

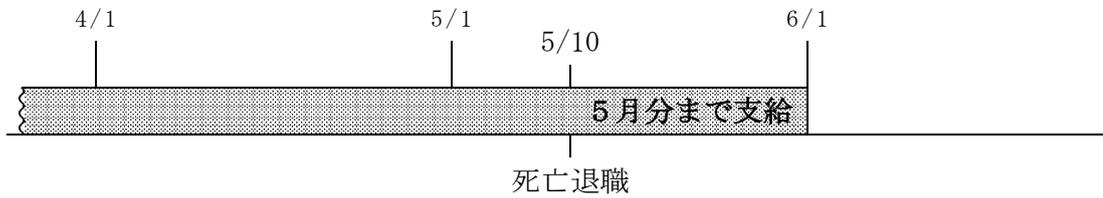


- 〔例4〕 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出がなされた場合でも、その届出を受理した日が月の初日である場合
 → 届出を受理した日の属する月から支給

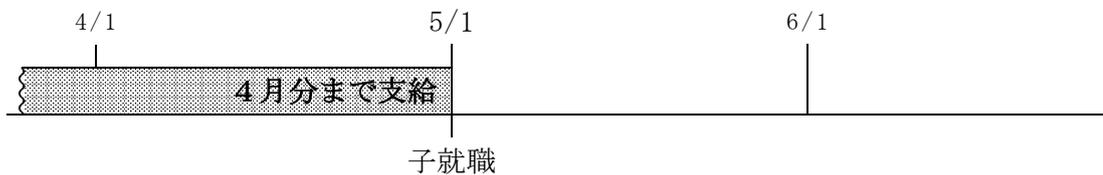


2 扶養親族のある職員が離職、死亡又は職員が扶養親族を欠いた場合

- [例5] 事実の生じた日が月の中途である場合
→ その日の属する月まで支給

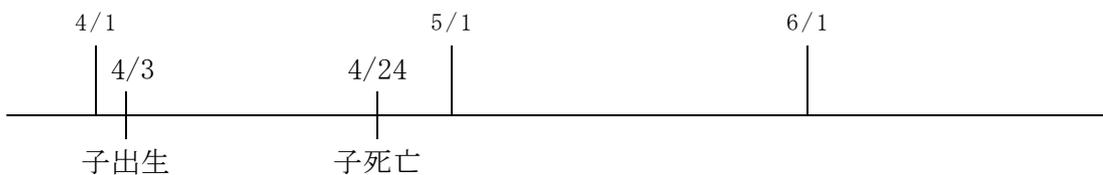


- [例6] 事実の生じた日が月の初日である場合
→ その日の属する月の前月まで支給

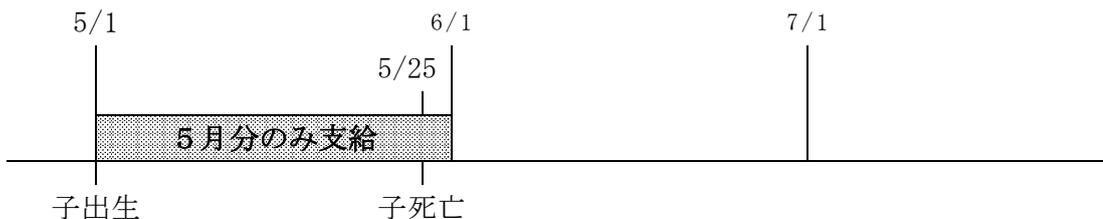


3 同一月の事実発生と事実消滅

- [例7] 事実発生の日が月の中途で、同一月に事実が消滅した場合
→ 支給しない

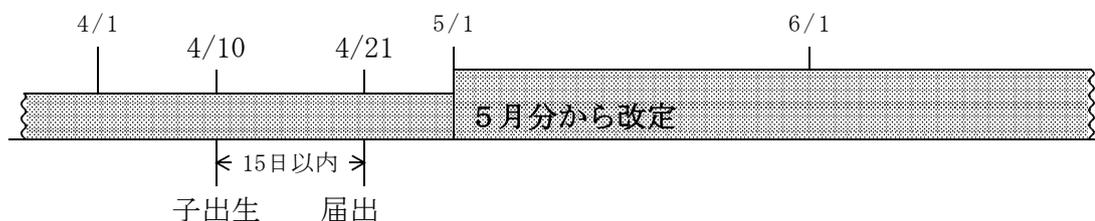


- [例8] 事実発生の日が月の初日で届出が15日以内になされ、同一月に事実が消滅した場合
→ 事実発生・消滅の月のみ支給

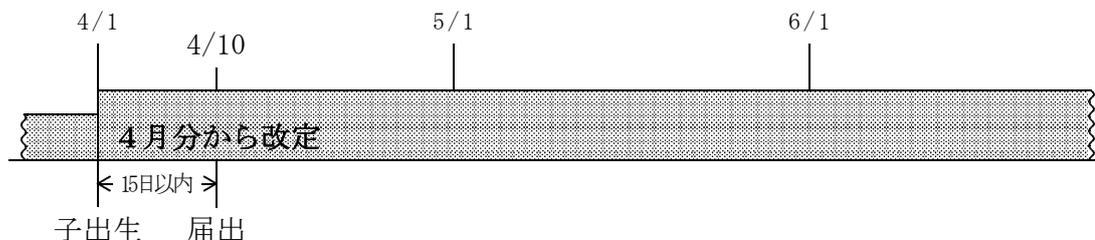


4 手当を増額して改定する場合

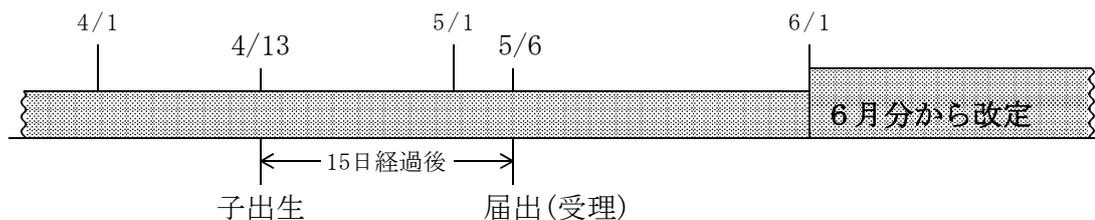
- [例9] 事実の生じた日が月の途中で、これに係る届出が15日以内になされた場合
→ 事実の生じた日の属する月の翌月から改定



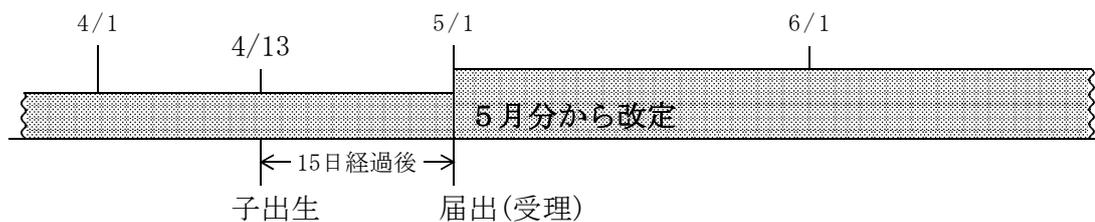
- [例10] 事実の生じた日が月の初日で、これに係る届出が15日以内になされた場合
→ 事実の生じた日の属する月から改定



- [例11] 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出がなされた場合
→ その届出を受理した日の属する月の翌月から改定



- [例12] 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出がなされた場合でも、その届出を受理した日が月の初日である場合
→ 届出を受理した日の属する月から改定

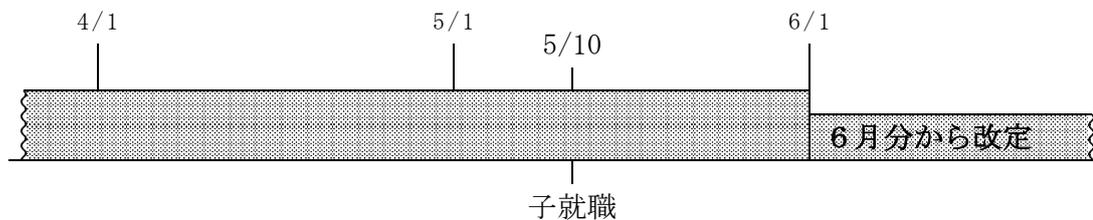


5 手当を減額して改定する場合

減額改定については、届出の時期（事実の生じた日から15日以内か15日経過後か）にかかわらず、同一の取り扱いとなる。

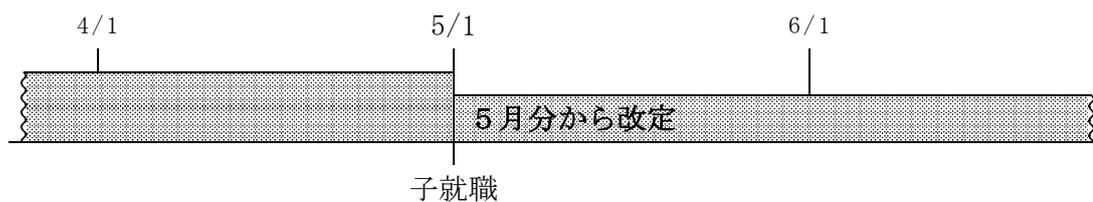
〔例13〕 事実の生じた日が月の中途である場合

→ その事実の生じた日の属する月の翌月から改定



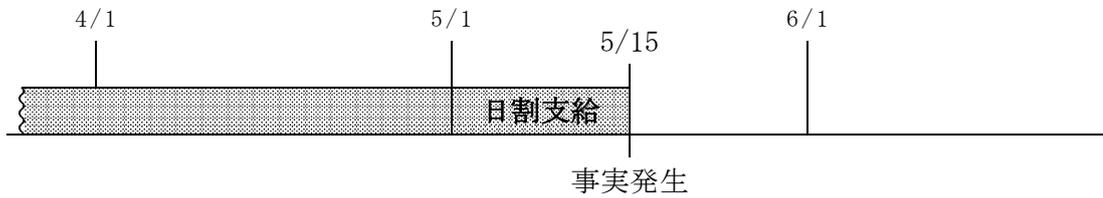
〔例14〕 事実の生じた日が月の初日である場合

→ その事実の生じた日の属する月から改定

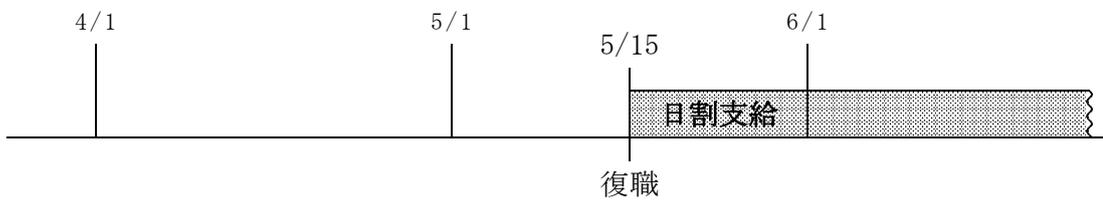


6 休職、停職等の場合

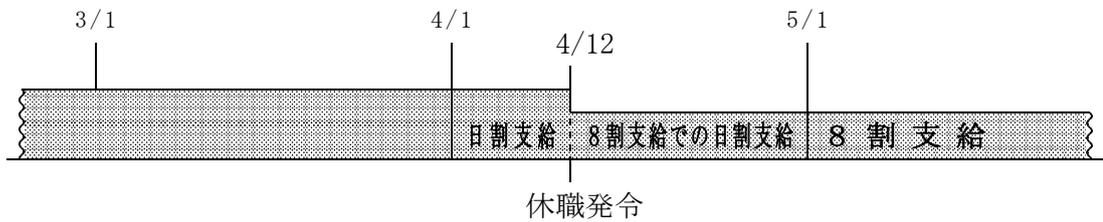
- [例15] 月の中で無給休職、育児休業、停職となった場合
→ 日割計算により支給



- [例16] 月の中で無給休職、育児休業、停職から復職した場合
→ 日割計算により支給



- [例17] 月の中で休職（有給休職）発令された場合
→ 日割計算により支給



○平成30年4月12日から8割休職となった場合の4月分の計算例

- ・扶養親族 子1人
- ・扶養手当月額 10,000円

$$\frac{10,000円 \times (11 - 3)日 + 10,000円 \times \frac{80}{100} \times (19 - 6)日}{(30 - 9)日} \approx 8,761.90円$$

∴ 8,761円
(円未満切捨て)

別紙第1

扶 養 親 族 届

(年 月 日提出)

各任命権者 殿	勤務公署名				
	職		氏名		印

条例第9条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。(証明書類 通添付)

届出の理由 (該当する□にレ印を付すこと)							
<input type="checkbox"/> 1 新たに職員となった <input type="checkbox"/> 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある <input type="checkbox"/> 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある (子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く)							
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日月	届出の事由
				所得の種類	金額		
記入上の注意 1 「続柄」欄には、職員との続柄を (重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて) 記入する。 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額 (見込額) を記入する。 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由 (例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等) をそれぞれ記入する。							

参考 (上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になるとと思われる事項があれば記入する。)

--

扶養手当認定簿

扶養親族の氏名	続柄	生年 (加算開始時期)	届出年月日 (受理年月日)	届出事象の 発生日	届出の事由	支給の 始期・終期 (満22歳年度末)	2 扶養手当の月額認定(支給額の改定)					氏名		
							支給開始(終了)・ 支給額改定時期	認定扶養親 族(子以外)	認定扶養親 族(子)	うち加算 措置対象	扶養手当 の月額額		認定等の事由 ・給料表及び級	任命権者の認定(確認) 認定年月日 (確認年月日)
		(年 月 日) (年 4月)	年 月 日	年 月 日		年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3月)	人	人	人	円		年 月 日	印	
		(年 月 日) (年 4月)	年 月 日	年 月 日		年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3月)						年 月 日	印	
		(年 月 日) (年 4月)	年 月 日	年 月 日		年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3月)						年 月 日	印	
		(年 月 日) (年 4月)	年 月 日	年 月 日		年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3月)						年 月 日	印	
		(年 月 日) (年 4月)	年 月 日	年 月 日		年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3月)						年 月 日	印	
		(年 月 日) (年 4月)	年 月 日	年 月 日		年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3月)						年 月 日	印	
		(年 月 日) (年 4月)	年 月 日	年 月 日		年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3月)						年 月 日	印	
		(年 月 日) (年 4月)	年 月 日	年 月 日		年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3月)						年 月 日	印	
		(年 月 日) (年 4月)	年 月 日	年 月 日		年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3月)						年 月 日	印	

3 備考

--

《記入上の注意》

- 1 「生年月日(加算開始時期)」欄には、加算措置の対象となる子について、加算開始の時期を()書で記入する。
- 2 「届出年月日(受理年月日)」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を()書で記入する。
- 3 「支給の始期・終期(満22歳年度末)」欄には、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する時期を()書で記入する。
- 4 子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出年月日(受理年月日)」欄及び「届出事象の発生日」欄の記入は要しない。なお、「届出の事由」欄には、「満22歳年度末」と記入する。
- 5 「備考」欄は、扶養親族及び扶養手当額の認定上、特に必要な事項を記入する。

記入例1

別紙第1

扶 養 親 族 届

(30 年 4 月 13 日提出)

各任命権者 〇〇教育事務所長 殿	勤務公署名	〇〇市立△△小学校				
	職	教諭	氏名	〇〇 〇〇	印	

条例第9条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。(証明書類 1 通添付)

届出の理由 (該当する□にレ印を付すこと)

1 新たに職員となった

2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある

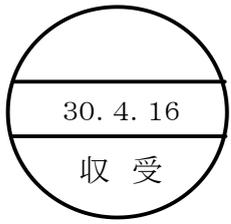
3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある (子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く)

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金額		
〇〇 △△	子	H30.4.5	同居	なし	0	H30.4.5	出生

記入上の注意

- 「続柄」欄には、職員との続柄を (重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて) 記入する。
- 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。
- 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額 (見込額) を記入する。
- 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由 (例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等) をそれぞれ記入する。

参考 (上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入する。)



記入例2

別紙第1

扶 養 親 族 届

(30 年 6 月 19 日提出)

各任命権者 〇〇教育事務所長 殿	勤務公署名	〇〇市立△△小学校				
	職	教諭	氏名	〇〇 〇〇	印	

条例第9条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。(証明書類 1 通添付)

届出の理由 (該当する□にレ印を付すこと)

1 新たに職員となった

2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある

3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある (子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く)

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日年月日	届出の事由
				所得の種類	金額		
〇〇 ◎◎	配偶者	S60.5.5	同居	給与	2,240,000	H30.6.1	就職

記入上の注意

- 「続柄」欄には、職員との続柄を (重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて) 記入する。
- 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。
- 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額 (見込額) を記入する。
- 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由 (例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等) をそれぞれ記入する。

参考 (上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になるとと思われる事項があれば記入する。)



扶養手当認定簿

記入例

1 扶養親族の状況

扶養親族の氏名	続柄	生年月日 (加算開始時期)	届出年月日 (受理年月日)	届出事象の発生日	届出の事由	支給・終期の開始・終了 (満22歳年度末)
〇〇 〇〇	配偶者	H5年5月5日 (年4月～)	30年4月12日 44年7月11日	30年4月2日 44年7月1日	婚姻	30年5月分から 44年6月分まで (年3月)
〇〇 ΔΔ	子	H31年5月18日 (47年4月～)	31年5月24日 (31年5月27日)	31年5月18日	出生	31年6月分から 54年3月分まで (54年3月)
〇〇 □□	父	S34年10月3日 (年4月～)	31年10月14日 35年8月24日	31年10月3日 35年7月28日	満22歳年度末 満60歳以上 死亡	31年11月分から 35年7月分まで (年3月)
			年月日	年月日		年月分から 年月分まで (年3月)
			年月日	年月日		年月分から 年月分まで (年3月)
			年月日	年月日		年月分から 年月分まで (年3月)
			年月日	年月日		年月分から 年月分まで (年3月)
			年月日	年月日		年月分から 年月分まで (年3月)
			年月日	年月日		年月分から 年月分まで (年3月)

①婚姻により配偶者を認定
②出生により子を認定
③満60歳以上により父を認定
④父の死亡により取消
⑤配偶者の就職により取消
⑥子の満16歳年度末より加算開始

〈記入上の注意〉

- 「生年月日(加算開始時期)」欄には、加算措置の対象となる子について、加算開始の時期を()書で記入する。
- 「届出年月日(受理年月日)」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を()書で記入する。
- 「支給の始期・終期(満22歳年度末)」欄には、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する時期を()書で記入する。
- 子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出年月日(受理年月日)」欄及び「届出事象の発生日」欄の記入は要しない。なお、「届出の事由」欄には、「満22歳年度末」と記入する。
- 「備考」欄は、扶養親族及び扶養手当額の認定上、特に必要な事項を記入する。

2 扶養手当の月額認定(支給額の改定)

氏名	氏名	認定事由 (給料表及び級)	認定年月日 (承認年月日)	職・氏名	取 扱 者 認 印	認定扶養親族 (子以外)	認定扶養親族 (子)	うち加算措置対象	扶養手当の月額額	認定年月日 (承認年月日)	職・氏名	取 扱 者 認 印
①		教(二)2級 婚姻	30年4月13日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇		1	人	人	円 6,500	30年4月13日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇	
②		出生	31年5月27日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇					16,500	31年5月27日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇	
③		父 満60歳以上	31年10月15日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇		2			23,000	31年10月15日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇	
④		父 死亡	35年8月25日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇		1			16,500	35年8月25日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇	
⑤		配偶者 就職	44年7月13日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇					10,000	44年7月13日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇	
⑥		子 満16歳年度末	47年4月3日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇		※加算対象となる子に係る増額改定は届出を要しない	1	1	15,000	47年4月3日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇	
⑦		子 満22歳年度末	54年4月2日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇		※満22歳年度末に係る増額改定は届出を要しない			0	54年4月2日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇	
			年月分 から まで							年月日		
			年月分 から まで							年月日		
			年月分 から まで							年月日		
			年月分 から まで							年月日		
			年月分 から まで							年月日		
			年月分 から まで							年月日		

3 備考

--